

令和5年度

第1回埼玉県革靴製造業
最低賃金専門部会資料

埼玉労働局賃金室

資 料 一 覧

- 資料 1 埼玉県革靴製造業最低工賃専門部会委員名簿
- 資料 2 関係法令
- 資料 3 埼玉地方労働審議会運営規程
- 資料 4 埼玉地方労働審議会革靴製造業最低工賃専門部会運営規程
- 資料 5 第 14 次最低工賃新設・改正計画の実施について
- 資料 6 最低工賃の改正決定について（諮問）（写）
- 資料 7 埼玉県革靴製造業最低工賃
- 資料 8 埼玉県革靴製造業最低工賃の推移
- 資料 9 革製履物製造業 事業所数・従業者数等の推移（埼玉県）
- 資料 10 革靴製造業（埼玉県）適用委託者・家内労働者数の推移
- 資料 11 さいたま市消費者物価指数
- 資料 12 類似労働者の賃金水準等の推移（埼玉県）
- 資料 13 埼玉県革靴製造業家内労働実態調査報告書
- 資料 14 革靴に関する各種資料
 - 革靴の種類 革靴の製造工程
 - 埼玉県革靴製造業最低工賃についての用語及び工程の説明
- 資料 15 最低工賃改正手続の流れ

令和5年度 埼玉県革靴製造業最低工賃専門部会委員名簿

埼玉県労働局

区分	氏名	現職
公益代表委員	金井 郁	埼玉大学大学院 人文社会科学研究科 教授
	鈴木 奈穂美	専修大学 経済学部 教授
	野本 夏生	川口幸町法律事務所 弁護士
家内労働者代表委員	柿沼 聡	日本労働組合総連合会埼玉県連合会 副事務局長
	新條 謙一	東京靴工組合 中央委員
	谷口 忠	東京靴工組合 特別中央執行委員
委託者代表委員	廣澤 健一	一般社団法人埼玉県経営者協会 専務理事
	松橋 稔侑	コンパニオン製靴株式会社 代表取締役
	松村 康信	株式会社エイゾー 代表取締役

(五十音順・敬称略)

関係法令

○家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）（抄）

（最低工賃の改正等）

第十条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

（最低工賃の決定等に関する関係家内労働者又は関係委託者の意見の聴取等）

第十一条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行なう場合には、厚生労働省令で定めるところにより、関係家内労働者及び関係委託者の意見をきくものとする。

2 家内労働者又は委託者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該家内労働者若しくは委託者に適用される最低工賃の決定又は当該家内労働者若しくは委託者に現に適用されている最低工賃の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるときは、その申出について審議会に意見を求めるものとする。

（公示及び発効）

第十二条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

2 最低工賃の決定及びその改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日（公示の日から起算して三十日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、最低工賃の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

（最低工賃額等）

第十三条

最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金（最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）の規定による最低賃金をいう。以下同じ。）（当該同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金（労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。））との均衡を考慮して定められなければならない。

（専門部会等）

第二十一条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

2 前項の専門部会は、政令で定めるところにより、関係家内労働者を代表する委員、関係委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

○地方労働審議会令(平成十三年政令第三百二十号)(抄)

(部会)

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 前項の委員及び臨時委員については、労働者を代表する委員の数と関係労働者を代表する臨時委員の数の合計数及び使用者を代表する委員の数と関係使用者を代表する臨時委員の数の合計数は、同数とする。

4 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。

5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 審議会は、その定めるところにより、部会(その部会長が委員であるものに限る。)の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(最低工賃専門部会)

第七条 家内労働法第二十一条第一項の規定により審議会に置かれる専門部会(以下「最低工賃専門部会」という。)に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

3 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。

4 前条第四項から第七項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

(議事)

第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の二以上又は労働者関係委員(労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。)、使用者関係委員(使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。))及び公益関係委員(公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。))の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

埼玉地方労働審議会運営規程

(規程の目的)

第1条 埼玉地方労働審議会の議事運営は、厚生労働省組織令(平成12年政令第252号)第156条の2及び地方労働審議会令(平成13年政令第320号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、労働局長の請求があったとき、会長が必要があると認めるとき又は委員の3分の1以上から請求があったときに会長が招集する。

2 審議会は、前項の規定にかかわらず、その議事が諮問のみの場合にあつては、労働局長から会長あて諮問文を発出することをもって、会議の招集に代えることができる。

3 労働局長又は委員は、会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

4 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び労働局長に通知しなければならない。

(委員の欠席)

第3条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第8条第1項及び第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

(会長の職務)

第4条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。また、会長に事故あるときは、会長代理がこれを代行するものとする。

(会議における発言)

第5条 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

(関係機関等の意見聴取)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関の説明を聴くことができる。

2 審議会は、必要があると認めるときは、委員でない者の意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 審議会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(読み替え規程)

第9条 第2条から第8条までの規定は、地方労働審議会令第6条に規定する部会(以下「部会」という。)及び同令第7条に規定する最低工賃専門部会(以下「最低工賃専門部会」という。)について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」、また「委員」とあるものは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(意見及び建議の提出)

第10条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書をその都度労働局長に送付しなければならない。

2 審議会は、厚生労働省組織令第156条の2第2項第2号の規定により関係行政機関に建議したときは、その写しを労働局長に送付しなければならない。

(部会の設置)

第11条 審議会は、次の部会を置くこととする。

- 一 労働災害防止部会
- 二 家内労働部会

(部会の議決)

第12条 前条に規定する部会又は部会長が委員である最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。

ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の

議決を特に必要とすることを定めたときは、この限りでない。

(臨時委員の任命)

第 13 条 臨時委員及び専門委員は、審議会令第 4 条第 4 項及び第 5 項に規定する場合のほか、会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

(部会の議事運営)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、部会及び最低工賃専門部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会及び最低工賃専門部会に諮って定める。

(規程の改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附則

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 13 年 11 月 19 日から施行とする。
この規程は、平成 18 年 3 月 9 日から施行とする。
この規定は、令和 3 年 12 月 10 日から施行とする。

埼玉地方労働審議会
革靴製造業最低工賃専門部会運営規程

(規程の目的)

第1条 埼玉地方労働審議会(以下「審議会」という。)に設置する革靴製造業最低工賃専門部会(以下「専門部会」という。)の議事運営は、家内労働法(昭和45年法律第60号)、地方労働審議会令(平成13年政令第321号)及び埼玉地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(名称)

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低工賃の件名を冠する。

(構成)

第3条 専門部会の委員(以下「委員」という。)の数は、9人とする。

(報告)

第4条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

2 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附則

(施行期日)

この規程は、平成26年2月19日から施行する。

この規程は、平成29年2月23日から施行する。

この規程は、令和5年1月24日から施行する。

雇均発 0318 第 2 号
令和 4 年 3 月 18 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省雇用環境・均等局長
(公 印 省 略)

第 14 次最低工賃新設・改正計画の実施について

最低工賃の新設及び改正については、平成 31 年 3 月 28 日付け雇均発 0328 第 2 号「第 13 次最低工賃新設・改正計画の実施について」に基づき、計画的な推進を図っているところであるが、同計画が令和 3 年度末で終了することから、引き続き最低工賃の新設及び改正を促進するため、令和 4 年度から 6 年度までの 3 年間の計画期間とする標記計画を別添のとおり策定し実施することとしたので、下記事項に留意の上、最低工賃の新設及び改正の計画的な推進を図らきたい。

記

1 最低工賃の改正について

(1) 計画的な改正

最低工賃については、実効性の確保を図るため、必ず本計画に従い、原則として 3 年をめぐりに実態を把握し、見直しを行うこと。見直しに当たっては、原則として、改正の実現を目標とすること。

なお、工程・規格等が業務実態と乖離している最低工賃については、工賃額のみならず工程・規格等についても見直しを行い、必要な改正を行うこと。最低工賃を改正した場合には、委託者はもとより、工賃に影響を及ぼしている親事業者、関係団体等に対しても、最低工賃が遵守されるよう、その内容を適切に周知徹底すること。その際、管内の委託者や家内労働者への効果的・効率的な周知の観点から、地方公共団体の広報誌やホームページへの掲載等の協力依頼も検討すること。

(2) 実態調査

実態調査については、適用家内労働者数の把握、工程変更の有無、工賃額等の確認を行うこと。また、最低賃金との均衡の考慮に当たっては、実態に即して最低工賃額の8時間換算額を算出した上、最低賃金額やその上昇率との比較を行い、最低工賃の見直しに必要な実態把握ができるものとする。

(3) 改正諮問の見送り

本計画に従った改正について、実態調査の実施をはじめとする産業界の動向把握を行った結果、委託者の業種における景況、受注量の減少のため最低工賃の改定が困難等により、なお改正を行う状況にないと判断する場合は、地方労働審議会又は同審議会家内労働部会（以下「地方労働審議会等」という。）において、必ず、諮問見送りと判断した理由の説明を行い、公労使三者の了解を得た上で、当該最低工賃について改正諮問の見送りを行うこと。

2 最低工賃の新設について

最低工賃の新設については、設定の必要性が高い業種のうち、次のいずれかに合致するものから優先的に実施すること。

- (1) 関係団体から、新設の要請がなされているもの
- (2) 継続性のある業種で、家内労働者数が相当数存在するもの
- (3) 他地域との関連性が強いもの

3 最低工賃の統合又は廃止の検討について

最低工賃が設定されている適用家内労働者が100人未満に減少し、将来も増加する見通しが無いなど、実効性を失ったと思われる最低工賃については、今後のあり方を検討した上で、2つ以上の最低工賃を統合することがありうる場合などは、統合を含めて対応を検討することとし、また、統合が難しい場合は、廃止することも検討すること。

なお、当該最低工賃の廃止については、地方労働審議会等の意見を十分に聞いて尊重すること。

第14次最低工賃新設・改正計画(令和4年4月～7年3月)

局名	最低工賃件数 (2022.4.1見込み件数)	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		件名	件数	件名	件数	件名	件数
01 北海道	2	和服裁縫(改正)	1	男子既製服(廃止)	1		
02 青森	3	電気機械器具(改正)	1	和服裁縫(改正)	1	男子・婦人既製服(改正)	1
03 岩手	2			電気機械器具(改正)	1	婦人・男子既製洋服(改正)	1
04 宮城	2			男子服・婦人服(改正)	1	電気機械器具(改正)	1
05 秋田	2	通信機器用部分品(改正)	1	男子服・婦人服・子供服(改正)	1		
06 山形	1			男子・婦人既製服(改正)	1		
07 福島	3	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス(改正)	1	外衣・シャツ(改正)	1	横編ニット(改正)	1
08 茨城	3	男子既製洋服(廃止)	1	婦人・子供既製服(廃止)	1	電気機械器具(改正)	1
09 栃木	2			電気機械器具(改正)	1	衣服(改正)	1
10 群馬	3	横編ニット(改正)	1	婦人服(廃止)	1	電気機械器具(改正)	1
11 埼玉	5	革靴(改正)、足袋(改正)、縫製(改正)	3	紙加工品(改正)	1	電機機械器具(改正)	1
12 千葉	1					婦人既製洋服(廃止)	1
13 東京	3	革靴(改正)	1	婦人既製洋服(改正)	1	電気機械器具(改正)	1
14 神奈川	3	スカーフ・ハンカチーフ(廃止)	1	電気機械器具(改正)	1	紙加工品(廃止)	1
15 新潟	4	洋食器・器物(廃止)	1	作業工具(廃止)	1	男子・婦人既製洋服(改正)、横編ニット(改正)	2
16 富山	2	電気機械器具(改正)	1	ファスナー加工(改正)	1		
17 石川	0						
18 福井	2	眼鏡(改正)	1			衣服(改正)	1
19 山梨	3	電気機械器具(改正)	1	婦人服(改正)	1	貴金属製品(改正)	1
20 長野	2			電気機械器具(改正)	1	外衣・シャツ(改正)	1
21 岐阜	3			婦人服(改正)、男子既製洋服(改正)	2	陶磁器上絵付(改正)	1
22 静岡	1	車両電気配線装置(改正)	1				
23 愛知	1					車両電気配線装置(改正)	1
24 三重	1					車両電気配線装置(改正)	1
25 滋賀	1			下着・補整着(廃止)	1		
26 京都	2			丹後地区絹織物業(改正)	1	紙加工品(改正)	1
27 大阪	1					男子既製洋服(改正)	1
28 兵庫	5	但馬地区絹・人絹・毛織物(廃止)、綿・スフ織物(改正)	2	釣針(改正)	1	電気機械器具(改正)、靴下(改正)	2
29 奈良	1			靴下(改正)	1		
30 和歌山	0						
31 鳥取	2			和服裁縫(改正)	1	男子服・婦人服(改正)	1
32 島根	3	和服裁縫(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	外衣・シャツ(改正)	1
33 岡山	1					車両電気配線装置(改正)	1
34 広島	4	既製服(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	和服裁縫(改正)、毛筆・画筆(改正)	2
35 山口	2	男子既製洋服・校服・作業服(改正)	1	和服裁縫(改正)	1	男子既製洋服・校服・作業服(改正)	1
36 徳島	1	縫製(下着・ハンカチーフ)(改正)	1				
37 香川	1					手袋・ソックスカバー(改正)	1
38 愛媛	1			タオル(改正)	1		
39 高知	2	衛生用紙(改正)	1			繊維産業(改正)	1
40 福岡	2			婦人服(改正)	1	男子服(改正)	1
41 佐賀	1					婦人既製服(改正)	1
42 長崎	3			和服裁縫(廃止)	1	男子既製洋服(廃止)、婦人既製洋服(廃止)	2
43 熊本	3	和服裁縫(改正)	1	縫製(廃止)	1	電気機械器具(改正)	1
44 大分	2			衣服(改正)、電気機械器具(改正)	2		
45 宮崎	3	婦人既製洋服(廃止)、男子既製洋服(改正)	2			内燃機関電装品(改正)	1
46 鹿児島	1					電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス(改正)	1
47 沖縄	1	縫製(改正)	1				
合計	97		27		33		38

(注)各年度の最低工賃の件数は令和4年3月18日現在のものである。なお、件名の後の()は、計画策定時点における予定を記載したもの。改正、統合、廃止等の決定は、各都道府県労働局において、実態調査等を実施の上、地方労働審議会等の意見を聴取して行うものであることに留意されたい。

埼労発基 0412 第 6 号
令和 5 年 4 月 12 日

埼玉地方労働審議会
会長 荒居 善雄 殿

埼玉労働局長
久知良 俊二

最低工賃の改正決定について（諮問）

家内労働法第 10 条の規定に基づき、埼玉県革靴製造業最低工賃（平成 29 年埼玉労働局最低工賃公示第 1 号）の改正決定について、貴会の調査審議を求める。

埼玉県革靴製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者
埼玉県の区域内で革靴製造業に係る製甲又は底付けの業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の業務欄、品目欄、規格欄及び工程欄の区分に応じ、1足につき、金額欄に掲げる金額
- 4 効力発生の日 平成29年4月30日

業務	品目		規格		工程	金額
			革の種類	型及びデザイン		
製甲	紳士靴		牛革の銀付き又はガラス張り	裏付き、外羽根、無飾り及びひも付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	699円
	婦人靴	パンプス		裏付き、無飾り及びヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、えぐり折り込み部への補強テープの挿入、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	617円
		ショートブーツ		裏付き、ファスナー付き、はぎ付き(2か所に行うものに限る。)及びヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、上縁の折り込み部への補強テープの挿入、ファスナー付け、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け	1,104円
		サンダル		牛革の地生	裏付き、無飾り、前あき、縁折り、バックバンド及び美錠付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、裏付け、縁ミシン掛け、さらい、バンド穴あけ並びに美錠付け
底付け (セメント ッド方式 によるもの に限る。)	紳士靴		牛革の銀付き又はガラス張り	裏付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ並びに本底張付け	594円
	婦人靴	パンプス		裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	659円
				裏付き、ヒール付き及びストム付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	761円
		ショートブーツ		裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	954円
	サンダル	牛革の地生	中底仮止め、つり込み、起毛、本底張付け及びヒール付け		531円	

[委託者は次のことを守ってください。]

- 1 平成29年4月30日からは、上記の最低工賃額以上の工賃を支払ってください。
- 2 工賃は、原則として通貨で支払ってください。(家内労働者の同意があれば、預金口座への振込み、郵便為替による支払いが認められます。)
- 3 工賃は、物品を受領した日から1か月以内又は毎月の工賃締切日から1か月以内に支払ってください。
- 4 家内労働手帳を交付し、仕事を委託する都度、次のことを記入してください。
 - 1) 仕事の内容、委託年月日、物品の数量、納品の時期
 - 2) 工賃の単価、支払日

埼玉県革靴製造業最低工賃の推移

業務	品目		規格		工程	H5.2.7 発効	H7.7.8 発効	H11.7.7 発効	H15.2.7 発効	H17.5.21 発効	H20.5.23 発効	H23.4.30 発効	H26.4.25 発効	H29.4.30 発効
			革の種類	型及びデザイン										
製甲	紳士靴		牛革の綴付き 又は ガラス張り	裏付き、外羽根、無飾り 及びひも付き	甲革の綴すき及び縁折り込み又はテープ取 り、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシ ン掛け	521円 (9.7%)	542円 (4.0%)	556円 (2.6%)	569円 (2.3%)	573円 (0.7%)	596円 (4.0%)	622円 (4.4%)	653円 (5.0%)	699円 (7.0%)
	婦人靴	パンプス		裏付き、無飾り及び ヒール付き	甲革の綴すき及び縁折り込み又はテープ取 り、えぐり折り込み部への補強テープの挿入、 ファスナー付け、かかと部の縫いまとめ、裏 張り並びに縁ミシン掛け	458円 (9.6%)	477円 (4.1%)	489円 (2.5%)	501円 (2.5%)	504円 (0.6%)	525円 (4.2%)	548円 (4.4%)	576円 (5.1%)	617円 (7.1%)
		ショートブーツ		裏付き、ファスナー付き (2か所に行うものに限る。) 及びヒール付き	甲革の綴すき及び縁折り込み又は テープ取 り、上縁の折り込み部への補強テープの挿 入、ファスナー付け、かかと部の縫いまと め、裏張り並びに縁ミシン掛け	822円 (9.6%)	855円 (4.0%)	876円 (2.5%)	897円 (2.4%)	903円 (0.7%)	940円 (4.1%)	981円 (4.4%)	1031円 (5.1%)	1,104 (7.1%)
		サンダル		牛革の地生	裏付き、無飾り、前あき、 縁折り、バックバンド 及び美錠付き	甲革の綴すき 及び 縁折り込み 又は テープ 取り、裏付き、縁ミシン掛け、さらい、バン ド穴あけ並びに美錠付き	395円 (9.7%)	411円 (4.1%)	421円 (2.4%)	431円 (2.4%)	434円 (0.7%)	452円 (4.1%)	472円 (4.4%)	496円 (5.1%)
底付け(セメメント下方式によるものに限る)	紳士靴		牛革の綴付き 又は ガラス張り	裏付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり 込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ並 びに本底貼付け	442円 (9.7%)	460円 (4.1%)	472円 (2.6%)	483円 (2.3%)	486円 (0.6%)	506円 (4.1%)	528円 (4.3%)	555円 (5.1%)	594円 (7.0%)
	婦人靴	パンプス		裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり 込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本 底貼付け並びにヒール付け	489円 (9.6%)	509円 (4.1%)	522円 (2.6%)	535円 (2.5%)	538円 (0.6%)	560円 (4.1%)	585円 (4.5%)	615円 (5.1%)	659円 (7.2%)
				裏付き、ヒール付き 及びストム付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり 込み、起毛並びにシャンク 又は中しん入れ、 本底貼付け 並びに ヒール付け	568円 (9.7%)	591円 (4.0%)	606円 (2.5%)	620円 (2.3%)	624円 (0.6%)	649円 (4.0%)	677円 (4.3%)	711円 (5.0%)	761円 (7.0%)
				ショートブーツ	裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり 込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、 本底張付け並びにヒール付け	710円 (9.6%)	739円 (4.1%)	757円 (2.4%)	775円 (2.4%)	780円 (0.6%)	812円 (4.1%)	848円 (4.4%)	891円 (5.1%)
		サンダル		牛革の地生	裏付き及びヒール付き	中底仮止め、つり込み、起毛、本底貼付け及 び ヒール付け	395円 (9.7%)	411円 (4.1%)	421円 (2.4%)	431円 (2.4%)	434円 (0.7%)	452円 (4.1%)	472円 (4.4%)	496円 (5.1%)

注：()内は、前工賃に対するアップ率

革靴製造業（埼玉県）
適用委託者・家内労働者数の推移

（平成4年度～）

調査年度	平成4年度	平成7年度	平成11年度	平成14年度	平成17年度	平成19年度	平成22年度	平成25年度	平成28年度	令和2年度	令和4年度
委託者数	28件	21件	38件	15件	11件	8件	11件	12件	10件	5件	7件
家内労働者数	497人	296人	216人	117人	93人	78人	78人	76人	82人	18人	44人

資料出所：「埼玉県革靴製造業家内労働実態調査」（埼玉労働局（旧埼玉労働基準局））

革製履物製造業 事業所数・従業者数等の推移（埼玉県）

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	平成29年から令和3年までの増減
事業所数	27	24	21	17	13	-48.15%
従業者数 ¹ （人）	505	448	402	339	268	-53.07%
現金給与総額 ²	133,409万円	126,981万円	114,558万円	100,149万円	80,616万円	-60.43%
1人当たりの現金給与額 ³ /	264.2万円	283.4万円	285.0万円	295.4万円	300.8万円	-113.87%
製造品出荷額等総額 ⁴	847,284万円	723,150万円	652,147万円	589,925万円	460,759万円	-54.38%

【資料出所】工業統計調査結果（従事者数4人以上）：埼玉県

「工業統計調査」は、「経済センサス-活動調査」の実施年を除き、「経済構造実態調査」（経済産業省）に包摂され、国直轄調査として実施されることとなった。

令和3年の数値は「経済センサス-活動調査」（総務省）による。

1 『従業者数』は、常用労働者・個人事業主及び無給家族従事者の合計である（令和3年の数値は、個人事業主を含まない。）。

2 令和3年の数値は、『事業に従事する者の人件費及び派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額』

3 『1人当たりの現金給与額』は、上記資料に基づき当室で計算したもの。

さいたま市消費者物価指数

令和2年 = 100

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年 (4月までの平均値)
総合	98.5	98.8	99.7	100.2	100.0	99.5	101.8	104.0
生鮮食品を除く総合	98.5	98.9	99.7	100.3	100.0	99.6	101.7	103.8
被服及び履物	102.7	101.9	100.9	100.9	100.0	99.7	101.5	101.7
履物類	100.6	98.7	99.0	99.2	100.0	96.2	92.9	94.6

履物類とは、革靴の他に「子供靴、運動靴、サンダル、和服用草履」を含む。
出所：「さいたま市の消費者物価 中分類指数」埼玉県総務部統計課

参考：平成28年を100として換算（埼玉労働局労働基準部賃金室）

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年 (4月までの平均値)
総合	100.0	100.3	101.2	101.7	101.5	101.0	103.4	105.6
生鮮食品を除く総合	100.0	100.4	101.2	101.8	101.5	101.1	103.2	105.3
被服及び履物	100.0	99.2	98.2	98.2	97.4	97.1	98.8	99.0
履物類	100.0	98.1	98.4	98.6	99.4	95.6	92.3	94.0

類似労働者の賃金水準等の推移（埼玉県）

1 最低賃金

（単位：円 / 時間）

		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	H28～R4の上昇率
埼玉県最低賃金		845	871	898	926	928	956	987	16.80%
特定 （産業別） 最低賃金	非鉄金属製造業	884	904	924	944	948	974	1,006	13.80%
	電子部品等製造業 ^{*1}	889	909	930	951	954	981	1,013	13.95%
	輸送用機械器具製造業	898	918	939	961	966	990	1,022	13.81%
	光学機械器具等製造業 ^{*2}	897	917	938	959	963	990	1,018	13.49%

*1 電子部品等製造業=電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

*2 光学機械器具等製造業=光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業

2 所定内給与

製造業（埼玉県、労働者数10人～99人）

所定内給与		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	H28～R4の上昇率
男子労働者計	月額(千円)	284.8	285.7	286.8	298.4	305.8	305.2	298.6	4.85%
	時間額(円)	1,675	1,642	1,648	1,715	1,788	1,795	1,756	4.85%
女子労働者計	月額(千円)	221.6	211.8	202.6	212.9	232.8	217.0	228.2	2.98%
	時間額(円)	1,319	1,253	1,258	1,283	1,411	1,340	1,366	3.59%

資料出所：「賃金構造基本統計調査報告」厚生労働省大臣官房統計情報部

注）「時間額」は当室において、「月額」を「月間実労働時間（所定内）」で除すことにより算出したものである。

埼玉県革靴製造業
家内労働実態調査報告書

令和4年11月

埼玉県労働局

第1	調査結果のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・	1～3
第2	実態調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	4～10
第3	実態調査票	
1.	家内労働実態調査票（委託者用）・・・・・・・・	11～17
2.	家内労働実態調査票（家内労働者用）・・・・	18～21
第4	委託者調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・	22～31
	（表1～表19）	
第5	家内労働者調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・	32～45
	（表20～表47）	

調査結果のポイント

1 製甲の工賃

(1) 紳士靴について

委託者調査(1事業所が該当)

1足あたりの工賃は、900円

1時間あたりの実質工賃は、1,133円

家内労働者調査(1人が該当)

1足あたりの工賃は、600円

1時間あたりの実質工賃は、作業時間未記入につき不明

(2) パンプスについて

委託者調査(3事業所が該当)

1足あたりの工賃は、640円~650円(平均 647円)

1時間あたりの実質工賃は、1,035円(1事業所)

家内労働者調査(7人が該当)

1足あたりの工賃は、440円~800円(平均 616円)

1時間あたりの実質工賃は、427円~950円(平均 765円)

(3) ショートブーツについて

委託者調査(1事業所が該当)

1足あたりの工賃は、1,150円

1時間あたりの実質工賃は、経費未記入につき不明

家内労働者調査(2人が該当)

1足あたりの工賃は、900円~1,000円(平均 950円)

1時間あたりの実質工賃は、600円(1人)

(4) サンドルについて

委託者調査(2事業所が該当)

1足あたりの工賃は、580円~600円(平均 590円)

1時間あたりの実質工賃は、924円(1事業所)

2 底付けの工賃

(1) パンプス(裏付き及びヒール付き)について

委託者調査(2事業所が該当)

1足あたりの工賃は、700円~720円(平均 710円)

1時間あたりの実質工賃は、992円(1事業所)

家内労働者調査(3人が該当)

1足あたりの工賃は、600円～1,450円
1時間あたりの実質工賃は、900円～1,350円

(2) パンプス(裏付き、ヒール付き及びストム付き)について

委託者調査(1事業所が該当)
1足あたりの工賃は、750円
1時間あたりの実質工賃は、経費未記入につき不明
家内労働者調査(3人が該当)
1足あたりの工賃は、650～1,450円
1時間あたりの実質工賃は、746円～1,121円

(3) ショートブーツについて

委託者調査(1事業所が該当)
1足あたりの工賃は、900円
1時間あたりの実質工賃は、経費未記入につき不明
家内労働者調査(3人が該当)
1足あたりの工賃は、700～1,450円
1時間あたりの実質工賃は、経費未記入につき不明

(4) サンダルについて

委託者調査(2事業所が該当)
1足あたりの工賃は、590円～600円(平均 595円)
1時間あたりの実質工賃は、1,074円(1事業所)
家内労働者調査(3人が該当)
1足あたりの工賃は、550円～1,450円
1時間あたりの実質工賃は、1,071円～1,607円

3 家内労働者の工賃収入等

(1) 月間労働日数・労働時間(令和4年7月基準)

1月の労働日数は、15日～26日(平均 21.67日)(表23)
1日の労働時間数は、0時間～11時間(平均 8.2時間)(表25～27)
1月の労働時間数は、80時間～286時間(表30)

(2) 1月の工賃収入(令和4年7月基準)

1月の工賃収入は、110,000円～1,200,000円(平均 405,563円)(表24)

(3) 1時間の工賃収入(令和4年7月基準)

上記(1)(2)から算出した 1時間あたりの平均工賃収入は、2,048円

第1 実態調査の概要

1 調査の目的

埼玉県における革靴製造業に係る家内労働の実態を把握し、最低工賃改正決定審議の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査事項

(1) 委託者調査

- ア 事業内容（主要生産品）及び雇用労働者数
- イ 委託している家内労働者数及び委託業務の内容
- ウ 委託作業工程別工賃単価等
- エ その他参考とすべき事項

(2) 家内労働者調査

- ア 労働した時間及び日数並びに工賃収入の額
- イ 工程別の工賃単価等
- ウ その他参考とすべき事項

3 調査対象者

革靴製造業に係る委託者及び家内労働者を対象とした。

対象委託者としては、東都製靴工業協同組合加入の委託者を含む家内労働委託事業者名簿に記載された委託者とした。

平成25年度に調査協力を依頼した家内労働者の組合のうち、東京サンダル製靴一般労働組合は平成26年に解散した。

対象家内労働者としては、東京靴工組合の組合員である家内労働者と、東京サンダル製靴一般労働組合の元組合員で、現在も家内労働を継続している可能性のある家内労働者及び東都製靴工業協同組合傘下事業所以外の委託者から受託している家内労働者とした。

4 調査対象期日

令和4年7月の状況について調査を実施した。

ただし、7月に委託又は家内労働の実績がなかった場合は、その前後の期間とした。

5 調査実施期間

令和4年9月13日から同年9月30日までを調査期間とした。

6 調査方法

調査は、別添の委託者用の調査票及び家内労働者用の調査票を郵送し回収する、通信調査により実施した。

7 回答状況等

(1) 調査対象委託者の回収(表1-1)

区分	合計	小計	回答有				無回答	不明
			委託あり	委託なし	廃止	業種外		
調査対象委託者数	22 (16)	19 (10)	7 (5)	6 (4)	5 (1)	1 (0)	3 (4)	0 (2)
比率 (%)	100.0	86.3					13.6	0
		100.0	36.8	31.6	26.3	5.2		

(2) 調査対象家内労働者の回収(表1-2)

区分	合計	小計	回答有			無回答	不明
			家内労働あり	通い職人	家内労働廃止・業種外		
調査対象家内労働者数	29 (15)	23 (15)	10 (10)	3 (3)	10 (2)	6 (18)	0 (0)
比率 (%)	100.0	100.0				20.6	

- * ()内は、前回令和2年度に実施した数である。
- * 電話による回答も含む。
- * 「無回答」とは、督促しても回答が得られなかった数である。
- * 「不明」とは、転居先不明等により郵送出来なかった数である。

8 委託者に関する調査結果の概要

以下、上記「7(1)」において『委託あり』と回答した7事業所について取りまとめた。なお、本報告書では、『委託あり』と回答した事業所を「委託者」とした。

(1) 労働者総数及び製甲工・底付工の割合について(表3)

委託者に雇用されている労働者の総数は228人で、うち「製甲工」が13人(5.7%)、「底付工」が26人(11.4%)と、底付工は製甲工の2倍の労働者数であった。

(2) 製甲工で最も賃金単価の低い労働者について(表4)

正社員については167,000円～237,890円であった。

パート労働者で最も低かったのは時間給960円で、回答のあった3事業所の平均は980

円であった。

- (3) 底付工で最も賃金単価の低い労働者について(表5)
正社員は、月給175,000円～350,000円であった。
臨時労働者は、時間給1,000円～1,500円であった。
パート労働者で最も低かったのは時間給960円で、回答のあった2事業所の平均は970円であった。(パートの日給者除く。)
- (4) 委託者における賃金単価の変動状況(表6)
現行の工賃発効日である平成29年4月と比較して、「変わらない」が7事業所、「単価を上げた」が4事業所、「単価を下げた」がゼロであった。
単価を上げた4事業所の(記入のあった3社)平均上げ幅は10.33%であった。
- (5) 家内労働者数とその業務の種類(表9)
家内労働者数は44名で、前回調査の18名と比較すると26名(144%)増加している。
家内労働者44名の業務を種類別に見ると、製甲が35名、底付が3名、その他が6名であり、これを委託者の労働者の状況(上記「(1)」参照)とを勘案すると、製甲業務は外部委託し、底付業務は自社工場内で行う傾向にある。
また、家内労働者の都道府県別分布を見ると、埼玉県が32名(72.7%)、東京7名(15.9%)、千葉1名(2.3%)、その他の府県4名(9.1%)であった。
- (6) 家内労働者に委託する仕事量(表10、11、12)
委託している仕事量を平成29年4月頃と比べると、「減少した」が6事業所(100%)であった。
仕事量が減少した理由としては、「製品の需要減」が4事業所(50%)、「経営困難のため」2事業所(25%)、「家内労働者の確保が困難」1事業所(12.5%)等であった。(複数回答)
今後の仕事量については、「現在と同程度としたい」が5事業所(83.3%)、「増やしたい」が1事業所(16.7%)であった。
- (7) 工賃単価の決定に際し、最も重視する事項(表13)
工賃単価の決定に際し最も重視する事項は、「納入価格や利益」3事業所(42.9%)と「同業者の工賃」が2事業所(28.6%)「法定の最低工賃」「法定の最低賃金」が1事業所(14.3%)、であった。
- (8) 工賃単価の変動等(表14)
工賃単価は平成29年4月と比べると、「変わらない」が3事業所(60.0%)であった。
なお、工賃単価を上げたと回答した事業所は2事業所(40%)であった。
- (9) 工賃単価の状況(表18)
実質的な工賃単価は、必要経費や作業時間に左右されるため、単純な比較が難しいことから、各工程別に一足当たりの工賃(必要経費を含む)と作業時間から、1時間当たりの実質工賃を算出し、併せて平均値も算出した。

イ 製甲業務について

- (イ) 紳士靴(工程1) 該当する委託者 1事業所
1足あたり工賃は900円であった。
1時間当たりの実質工賃は、1,133円であった。

(ロ) 婦人靴(パンプス)(工程2) 該当する委託者 3事業所
1足あたり工賃は、640円から650円まであり、その平均は647円であった。
1時間当たりの実質工賃は、1,035円であった。(1事業所)

(ハ) 婦人靴(ショートブーツ)(工程3) 該当する委託者 1事業所
1足あたり工賃は、1,150円であった。
1時間当たりの実質工賃は、経費未記入につき不明であった。

(ニ) 婦人靴(サンダル)(工程4) 該当する委託者 2事業所
1足あたり工賃は、580円から600円まであり、その平均は590円であった。
1時間当たりの実質工賃は、924円であった。(1事業所)

ロ 底付業務について

(イ) 紳士靴(工程5) 該当する委託者 0事業所

(ロ) 婦人靴(パンプス 裏付きおよびヒール付き)(工程6) 該当する委託者 2事業所
1足あたり工賃は、700円から720円まであり、その平均は710円であった。
1時間当たりの実質工賃は、992円であった。

(ハ) 婦人靴(パンプス 裏付き、ヒール付き及びストム付き)(工程7) 該当する委託者
1事業所
1足あたり工賃は、750円であった。
1時間当たりの実質工賃は、経費未記入につき不明であった。

(ニ) 婦人靴(ショートブーツ)(工程8) 該当する委託者 1事業所
1足あたり工賃は、900円であった。
1時間当たりの実質工賃は、経費未記入につき不明であった。

(ホ) 婦人靴(サンダル)(工程9) 該当する委託者 2事業所
1足あたり工賃は、590円から600円まであり、その平均は595円であった。
1時間当たりの実質工賃は、1,074円であった。(1事業所)

9 家内労働者に関する調査結果の概要

以下、上記「7(2)」において『家内労働あり(いわゆる「取り仕事」)』と回答した家内労働者10人及び「通い職人」3人について取りまとめた。(表21)

(1) 家内労働者の経験年数(表22)

家内労働者の経験年数は、「56年~60年」が最も多く4人(30.8%)、次いで「46年~50年」が3人(23.1%)であり、総計13人の平均経験年数は44.9年であった。

令和2年調査では、平均経験年数は45.7年であったため、0.8年の減少となった。

(2) 1ヵ月の稼働日数及び1日の作業時間数(表23・27)

令和4年7月の月間稼働日数を見ると、「20日~24日」が最も多く3人で、次いで「25日~29日」が2人であり、平均労働日数は21.6日であった。

1日の平均作業時間数は、「8時間以上10時間未満」が最も多く5人(45.5%)、次いで「10時間以上12時間未満」3人(27.3%)、平均は8.2時間であった。

上記から、家内労働者の1月あたり平均作業時間は177.69時間(=21.67日×8.2時間)となる。

なお、令和2年調査では、月間平均作業日数が14.3日、1日の平均作業時間が7.3時間であり、1月あたり平均作業時間は104.4時間であったから、令和4年調査では1月あたり平均作業時間は約73時間増加している。

(3) 1ヵ月の工賃収入(表24)

令和4年7月分の工賃は、「10万円以上15万円未満」が最も多く5人(50.0%)、「35万円以上」が3人(30%)であり、平均月額額は405,563円であった。

令和2年調査の平均月額額が155,218円であったので、比較すると大幅に増加している。(250,345円増加)【@120万円の回答が2名、@60万8,575円の回答が1人いるため高騰している】

前記(2)で示したように、1月あたり平均作業時間は177.6時間であるので、1時間当たり工賃に換算すると、2.282円(=405.563÷177.69時間)となる。

(4) 最も作業量の多かった品目

イ 最も作業量の多かった品目(表29)

回答のうち、最も作業量の多かった品目は「パンプス」の3人(50.0%)、同様に「その他分類できないもの」の3人(50.0%)であった。

ロ 上記イの月間の作業時間と製造足数(表30・32)

最も作業量の多かった品目の月間作業時間は、「200時間以上250時間未満」が4人(44.4%)、次いで、「250時間以上300時間未満」「100時間以上150時間未満」が各2人(22.2%)であった。

月間製造足数は、「100足～199足」が3人(33.3%)、次いで「200足～299足」が2人(22.2%)であった。

ハ 上記イの1日の作業時間と製造足数(表31・33)

最も作業量の多かった品目の1日の作業時間は、「10時間以上12時間未満」が2人(22.2%)、次いで「4時間以上6時間未満」「6時間以上8時間未満」「8時間以上10時間未満」がそれぞれ1人(11.1%)であった。

1日の製造足数は、「5足以上10足未満」が3人(60.0%)、次いで「0足以上5足未満」「25足以上30足未満」が各1人(20.0%)であった。

ニ 一足あたりの工賃と作業時間(表34・35)

最も作業量の多かった品目の1足あたり工賃は、「700円以上800円未満」が4人(28.6%)、次いで「600円以上700円未満」が3人(21.4%)であった。

1足あたり作業時間は、「10分未満」「20分以上30分未満」が2人(22.2%)であった。

ホ 1時間あたりの工賃(表36)

最も作業量の多かった品目の1時間あたりの工賃は、「600円以上800円未満」が7人(50.0%)で最多。「400円未満」が2人(14.3%)いる一方「1,200円以上1,400円未満」「1,400円以上1,600円未満」が1人(12.5%)であった。

1時間あたりの工賃を平均すると732円であった。

(5) 前回と比べた仕事量と工賃の変化(表37・38)

前回工賃改定平成29年4月と仕事量を比べたところ、「減った」が7人(77.8%)、「変わらない」が2人(22.2%)であるが、「増えた」はゼロであった。また、工賃の変化については、「変わらない」が6人(66.7%)、「下がった」が2人(22.2%)であるが、「上がった」は1人(11.1%)であった。

(6) 補助者の人数(表41)

補助者の人数は、「1人」が6人(46.7%)、次いで「0人」が4人(30.8%)であった。回答のあった家内労働者のうち、9人が補助者を使用していた。

(7) 補助者の月間作業日数・1日当たり時間数(表42・43)

補助者の作業日数は、回答があったのは「20日」「25日」であった。

また、1日あたり時間数は、「8時間程度以上10時間程度未満」が3人(50.0%)であった。1日あたり平均作業時間数は6.5時間であった。

(8) 補助者の独立性(表44)

「家内労働者と補助者が協働してひとつの工程を完遂する」が4人(80.0%)であり、「補助者が単独でひとつの工程を完遂する」が1人(20.0%)であった。

(9) 補助者の作業内容(表45)

製甲においては、「さらい」が3人(13.6%)、「美錠付け」が2人(9.1%)、「かかと部の縫いまとめ」「バンド穴あけ」「縁ミシン掛け」「裏付け」「裏張り」「縁折り込み部への補強テープの挿入」「ファスナー付け」が1人(4.5%)であった。

底付においては、「先しん・月型しん入れ」「中底仮止め」「つり込み」「本底張付け」「ヒール付け」が各1人(4.5%)であった。

(10) 工賃単価の状況(表46)

実質的な工賃単価は、必要経費や作業時間に左右されるため、単純な比較が難しいことから、各工程別に1足あたりの工賃(必要経費を含む)と作業時間から、1時間当たりの実質工賃を算出し、併せて平均値も算出した。

イ 製甲業務について

(イ) 紳士靴(工程1) 該当する家内労働者 1人

1足あたり工賃は、600円であった。

1時間当たりの実質工賃は、作業時間未記入につき不明であった。

(ロ) 婦人靴(パンプス)(工程2) 該当する家内労働者 7人

1足あたり工賃は、440円から800円までであり、その平均は616円であった。

1時間当たりの実質工賃は、427円から950円までであり、その平均は765円であった。

(ハ) 婦人靴(ショートブーツ)(工程3) 該当する家内労働者 2人
1足あたり工賃は、900円から1,000円まであり、その平均は950円であった。
1時間当たりの実質工賃は、経費の回答があったのが1事業所のみで、600円であった。

(ニ) 婦人靴(サンダル)(工程4) 該当する家内労働者 0人

□ 底付業務について

(イ) 紳士靴(工程5) 該当する家内労働者 0人

(ロ) 婦人靴(パンプス 裏付きおよびヒール付き)(工程6) 該当する家内労働者 3人
1足あたり工賃は、600円から1,450円であった。
1時間当たりの実質工賃は、判明した範囲では900円から1,350円であった。

(ハ) 婦人靴(パンプス 裏付き、ヒール付き及びストム付き)(工程7) 該当する家内労働者 3人
1足あたり工賃は650円から1,450円であった。
1時間当たりの実質工賃は、746円から1,121円であった。

(ニ) 婦人靴(ショートブーツ)(工程8) 該当する家内労働者 3人
1足あたり工賃は700円から1,450円であった。
1時間当たりの実質工賃は、587円から887円であった。

(ホ) 婦人靴(サンダル)(工程9) 該当する家内労働者 3人
1足あたり工賃は550円から1,450円であった。
1時間当たりの実質工賃は、1,071円から1,607円であった。

10 委託者及び家内労働者からの主な意見

(1) 委託者

令和4年度調査においては「20」のとおり3つの意見があった。

(2) 家内労働者(通い職人も含める)

令和4年度調査においては「29」のとおり5つの意見があった。

委託者用

埼玉県革靴製造業に関する

家内労働実態調査票

埼玉労働局

この調査は、埼玉県革靴製造業の最低工賃決定等の審議に必要な資料を作成するため、委託者や家内労働者の個別の事例を把握するために行うものです。個別の回答内容については、匿名化处理をし、回答者が特定できないようにした上で、審議会資料として使用させていただき予定でございますので、お忙しいところ大変恐縮ですが、ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

ご記入いただいた調査票は、令和4年9月30日(金)までに、同封の返信用封筒によりご投函いただきますようお願い申し上げます。

なお、事業の廃止または休止等により労働者及び家内労働者がいない場合は、本調査に対する回答は不要ですので、その旨を埼玉労働局労働基準部賃金室（TEL：048-600-6205 担当：内田）までご連絡ください。

回答方法

- ・調査票には、令和4年7月末日現在の状況を記入してください。
- ・回答は、該当する項目に☑印をつける、または空欄内に記入する方法で行ってください。
- ・調査票は表と裏の両面に印刷されておりますのでご注意ください。

事業所名称

事業所所在地

電話番号（ ）

事業内容

記入担当者職氏名

電話番号（ ）

単価を上げた（約_____％）

変わらない

単価を下げた（約_____％）

当時、雇用労働者はいなかった

3 通い職人について（取り仕事を除く）

- (1) 貴事業所における通い職人について、該当するものを選択してください。（該当する項目に✓印をしてください。）

通い職人を使用している

通い職人を使用していない

- (2) （上記(1)で「通い職人を使用している」を選択した場合）令和2年9月中（9月分としての1か月間）の通い職人の人数を回答してください。

_____名

4 家内労働者について（通い職人を除く）

- (1) 貴事業所では仕事の一部を家内労働者（取り仕事）に委託（外注）していますか。（該当する項目に✓印をしてください。）

家内労働とは、材料等の提供をうけて、他人を使わず、同居の親族だけで、物の製造・加工を行い、工賃を得ることで、いわゆる「取り仕事」と呼ばれているものをいいます。

委託している

委託していない

以下の項目については記入不要です。

- (2) 令和4年7月中（7月分としての1か月間）に仕事を委託した家内労働者数を回答してください。

_____名

内訳

職種 都道府県	製 甲 工		底付け工		そ の 他	
	男	女	男	女	男	女
東 京 都						
埼 玉 県						
千 葉 県						
その他の府県						

- (3) 家内労働者に委託している仕事の量は平成29年4月と比べて変化していますか。(該当する項目に✓印をしてください。)

減った 増えた 変わらない

- (4) (上記(3)で「減った」を選択した場合)その理由は何ですか。該当する項目すべてに✓印をしてください。)

製品の需要減 工場生産への切り替え 経営困難
家内労働者の確保が困難
その他()

- (5) 今後、家内労働者に委託する仕事量について該当するものをひとつ選択してください。(該当する項目に✓印をしてください。)

増やしたい 現在と同程度としたい 減らしたい
とりやめたい
その他()

- (6) 家内労働者に支払う工賃単価を決定する際に、最も重視するものをひとつ選択してください。(該当する項目に✓印をしてください。)

同業者の工賃
家内労働法に基づく最低工賃
パート労働者等の賃金
類似業務に従事する雇用労働者の賃金
最低賃金法に基づく最低賃金
納入価格や利益
その他()

- (7) 工賃単価は、現行の埼玉県革靴製造業最低工賃が発行した平成29年4月30日と比較して変動がありましたか。(該当する項目に✓印をしてください。)

単価を上げた(約 _____ %) 変わらない
単価を下げた(約 _____ %) 当時は委託していなかった

5 工賃単価などについて（通い職人分は除く）

現在、靴関係で最低工賃が定められている業務、品目、規格、工程は下表のようになっています。

下の表の番号欄の1～9に貴事業所が委託している仕事と一致するものがある場合、該当する番号欄に（1）工賃額、（2）糸代・針代・のり代・釘代等の必要経費、（3）作業時間を記入してください。【（2）注文単位あたりの必要経費（3）注文単位あたりの作業時間 等書き漏れの無いようお願いいたします。】

現行の革靴製造業最低工賃設定表

業務	品目	規格		工程 (下記の工程すべてを行う場合)	番号	(1) 1足あたりの工賃	(2) 注文単位あたりの必要経費 《記入例》 「 足あたり 円」	(3) 注文単位あたりの作業時間 《記入例》 「 時間で 足」	(4) 従事家内労働者数	
		皮の種類	型及びデザイン							
製 甲 人	紳士靴	牛革の銀 付き又は ガラス張り	裏付き、外羽根、無飾り及びひも付き	甲革の縁すき、縁折り込み又はテープ取り、かかと部の縫いまとめ、裏張り、縁ミシン掛け	1					
	婦 人		パンプス	裏付き、無飾り及びヒール付き	甲革の縁すき、縁折り込み又はテープ取り、えぐり折り込み部への補強テープの挿入、かかと部の縫いまとめ、裏張り、縁ミシン掛け	2				
			ショートブーツ	裏付き、ファスナー付き、はぎ付き (2か所に行うものに限る。) 及びヒール付き	甲革の縁すき、縁折り込み又はテープ取り、上縁折り込み部への補強テープの挿入、ファスナー付け、かかと部の縫いまとめ、裏張り、縁ミシン掛け	3				
	サンダル		牛革の地生	裏付き、無飾り、前あき、ふち折り、バックバンド及び美錠付き	甲革の縁すき、縁折り込み又はテープ取り、裏付け、縁ミシン掛け、さらい、バンド穴あけ、美錠付け	4				
底 付 け (セ メ ン テ ッ ド 方 式 に よ る も の に 限 る)	紳士靴	牛革の銀 付き又は ガラス張り	裏付き	中底仮止め、先しん・月型しん入れ、つり込み、起毛、シャンク又は中しん入れ、本底張付け	5					
	婦 人		パンプス	裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん・月型しん入れ、つり込み、起毛、シャンク又は中しん入れ、本底張付け、ヒール付け	6				
				裏付き、ヒール付き及びストム付き		7				
	靴		ショートブーツ	裏付き及びヒール付き	中底仮止め、つり込み、起毛、本底張付け、ヒール付け	8				
			サンダル	牛革の地生		9				

- 6 前ページ「現行の革靴製造業最低工賃設定表」に定められている業務、品目、規格、工程以外の仕事を委託している場合にはその内容を下表に記入してください。
（通い職人分は除く）

工程は図等によりわかりやすく書いてください。別の紙を使っていただいても結構です。工賃及び必要経費はともに注文単位あたりの金額を記入してください。

業務	品目	規格 型及びデザイン	工程	(1)工賃 (円)	(2)うち 必要経費	(3)作業 時間
		(記入例) 牛革の銀付き又は ヌバック無飾り、裏 無し、縁裏皮、ヒー ル付き	(記入例) Dの表の番号2の 工程のうち、「甲革 の縁すき」を除いた もの	(記入例) 足あた り 円	(記入例) 足あた り 円	(記入例) 時間で 足
製 甲	紳士靴					
	婦 人 靴	パンプス				
		ショート ブーツ				
		サンダル				
底 付 け	紳士靴					
	婦 人 靴	パンプス				
		ショート ブーツ				
		サンダル				

デザインに特徴的なもの
があれば書いてください

7 バーゲン品（特価品、特品）の取り扱いについて

- (1) 貴事業所では、過去1年間にバーゲン品（特価品、特品）を取り扱いましたか。（該当する項目に✓印をしてください。）

取り扱った 取り扱わない

- (2) （上記(1)で「取り扱った」を選択した場合）過去1年間で全体の何割程度取り扱いましたか。

約_____割

- (3) （上記(1)で「取り扱った」を選択した場合）家内労働者（通い職人分は除く）に委託した製品のうち、バーゲン品の占める割合は何割程度でしたか。

約_____割

ご意見欄（最低工賃に関するご意見・現在の委託状況等、ご自由にご記入ください）

ご協力ありがとうございました。

埼玉県革靴製造業に関する

家内労働実態調査票

埼玉労働局

お忙しいところ大変恐縮ですが、ご協力をお願いいたします。

この調査は、最低工賃改正の審議資料とするために行うものです。個別の回答内容については、匿名化処理をし、回答者が特定できないようにした上で、審議会資料として使用させていただく予定でございますので、ありのままを記入してください。調査票は、該当するところに記入し、又は印をつけた上、**令和4年9月30日(金)までに** 同封の返信用封筒により返送してください。

令和4年7月末日現在で記入してください。

A 令和4年の7月末時点で革靴製造に関する家内労働を行っていましたか。(該当する項目をチェックしてください)

- 自宅又は自分の作業場で行っていた。(いわゆる「取り仕事」)
- 事業場(メーカー等)に通って行っていた。(いわゆる「通い職人」)
- _____年____月以降行っていない。 以下は記入する必要がありませんので、同封の返信用封筒により返送してください。

B 現在の仕事を始めて、何年になりますか。 約 _____ 年

C あなたの家内労働には補助者がいますか。(該当する項目をチェックしてください)

- いない ・ いる 1名 2名 3名 4名 5名 6名以上

D 令和4年7月中(7月分としての1か月間)の仕事についてうかがいます。

令和4年 7月分 月分	何日、月間総計何時間仕事をしましたか(日時間)	一日あたりの作業時間は 何時間でしたか			1か月の 工賃収入は いくらでしたか (円)	最も作業量の多かった品目について			
		長いとき (時間)	短いとき (時間)	平均 (時間)		品目	月間作業時間	月間製造足数	1足あたりの工賃

→ (7月にたまたま仕事をしていなかった場合は、6月分または8月分について記入してください。)

補助者がいる場合には、補助者が月何日程度、1日あたり何時間程度作業しているか回答してください。

月の作業日数
1日あたり作業時間

日程度
時間程度

補助者が行う作業内容についてうかがいます。(補助者がいない場合は、空欄のままとしてください。)

補助者が単独で作業を行うかについて、該当する項目をチェックしてください。

補助者が単独でひとつの工程を完遂する。

あなたと補助者が協働してひとつの工程を完遂する。

補助者が作業する工程について、該当する項目をチェックしてください。(複数回答の場合も有)

革の縁すき、縁折り込み又はテープ取り

かかと部の縫いまとめ

裏張り

縁ミシン掛け

えぐり折り込み部への補強テープの挿入

甲革の縁すき、縁折り込み又はテープ取り

縁折り込み部への補強テープの挿入

ファスナー付け

裏付け

さらい

バンド穴あけ

美錠付け

中底仮止め

先しん・月型しん入れ

つり込み

起毛

シャンク又は中しん入れ

本底張付け

ヒール付け

上記のいずれでもない(下欄に作業内容をご記入ください。)

E 現在行っている家内労働は平成29年4月(現行最低工賃発効年月)頃と比べて仕事量や工賃が変化していますか。(該当する項目をチェックしてください)

1 仕事量について

増えた

変わらない

減った

平成29年4月当時は家内労働をしていない(項目のFへ)

2 工賃について

上がった

変わらない

下がった

F 仕事をするうえで必要となる針代、糸代、のり代、釘代等の必要経費（委託者から提供される材料等は除く）について伺います。（通い職人の方は、記入は不要です。）

- 1 過去1年間の1か月平均の必要経費はおよそいくらですか。 _____ 円
- 2 その必要経費はどのようなものですか。主なものをひとつ選んでください。

（該当する項目をチェック☑してください）

- 針、糸、のり、釘等の補助材料
- 手工具等
- その他（ _____ ）

G 過去1年間にバーゲン品（特価品、特品）を取り扱いましたか。

（該当する項目をチェック☑してください）

- 取り扱った 取り扱わない
- ↳ 過去1年間の仕事量の何割程度取り扱いましたか。 約 _____ 割

H 工賃単価などについてうかがいます。

現在、靴関係で最低工賃が定められている業務、品目、規格、工程は下表のようになっています。

下の表の番号欄の1～9にあなたがやっている仕事と一致するものがある場合、該当する番号欄に

（1）工賃額、（2）必要経費、（3）作業時間を記入してください。〔通い職人の方は（2）必要経費の記入は不要です。〕

【（2）（3）注文単位あたりの必要経費 注文単位あたりの作業時間 等書き漏れの無いようお願いいたします。】

現行の革靴製造業最低工賃設定表

業務	品目	規格		工程 (下記の工程すべてを行う場合)	番号	(1) 1足あたりの 工賃	(2) 注文単位あたりの 必要経費 《記入例》 「 足あたり 円」	(3) 注文単位あたりの 作業時間 《記入例》 「 時間で 足」
		皮の種類	型及びデザイン					
製 甲 靴	紳士靴	牛革の銀 付き又は ガラス張り	裏付き、外羽根、無飾り及びびも付き	革の縁すき、縁折り込み又はテープ取り、 かかと部の縫いまとめ、 裏張り、縁ミシン掛け	1			
	婦 人 パンプス		裏付き、無飾り及びヒール付き	革の縁すき、縁折り込み又はテープ取り、 えぐり折り込み部への補強テープの挿入、 かかと部の縫いまとめ、 裏張り、縁ミシン掛け	2			
	ショート ブーツ		裏付き、ファスナー付き、 はぎ付き (2か所に行うものに限る。) 及びヒール付き	甲革の縁すき、縁折り込み又はテープ取り、 縁折り込み部への補強テープの挿入、 ファスナー付け、 かかと部の縫いまとめ、 裏張り、縁ミシン掛け	3			
	サンダル		牛革の地生	裏付き、無飾り、前あき、 ふち折り、バックバンド及び 美錠付き	甲革の縁すき、縁折り込み又はテープ取り、 裏付け、縁ミシン掛け、 さらい、バンド穴あけ、 美錠付け	4		
底 付 け (セ メ ン テ ッ ド 方 式 に よ る も の に 限 る)	紳士靴	牛革の銀 付き又は ガラス張り	裏付き	中底仮止め、 先しん・月型しん入れ、 つり込み、起毛、 シャンク又は中しん入れ、 本底張付け	5			
	婦 人 パンプス		裏付き及びヒール付き	中底仮止め、 先しん・月型しん入れ、 つり込み、	6			
			裏付き、ヒール付き及び ストム付き	起毛、 シャンク又は中しん入れ、 本底張付け、 ヒール付け	7			
	ショート ブーツ				8			
靴 サンダル	牛革の地生	裏付き及びヒール付き	中底仮止め、 つり込み、 本底張付け、 ヒール付け	起毛、	9			

I 前ページ「現行の革靴製造業最低工賃設定表」に定められている業務、品目、規格、工程以外の仕事
 をしている場合にはその内容を下表に記入してください。

工程は図等によりわかりやすく書いてください。別の紙を使っていただいても結構です。
 メーカーからの指示書（仕様書）などのコピーの添付でも結構です。

工賃及び必要経費はともに注文単位あたりの金額を記入してください。〔通い職人の方は（2）必要
 経費の記入は不要です。〕

業務	品目	規 格 型及びデザイン	工 程	(1)工賃 (円)	(2)うち 必要経費 (円)	(3)作業 時間
		(記入例) 牛革の銀付き又はヌ バック無飾り、裏無 し、縁裏皮、ヒール付 き	(記入例) Gの表の番号2の工 程のうち、「甲革の縁 すき」を除いたもの	(記入例) 足あた り 円	(記入例) 足あた り 円	(記入例) 時間で 足
製 甲	紳士靴					
	婦 人 靴	パンプス				
		ショート ブーツ				
		サンダル				
底 付 け	紳士靴					
	婦 人 靴	パンプス				
		ショート ブーツ				
		サンダル				
ご意見欄（最低工賃についてのご意見・現在のお仕事の状況など、ご自由にご記入ください）						

お忙しいところご協力いただきありがとうございました。

令和4年委託者調査結果

1. 調査対象事業所(表1)

()内は令和2年調査結果

区分	合計	小計	回答有				無回答	不明
			委託有	委託無	廃止	業種外		
調査対象事業所数	22 (16)	19 (10)	7 (5)	6 (4)	5 (1)	1 (0)	3 (4)	0 (2)
比率(%)	100.0%	86.4%	36.8%	31.6%	26.3%	5.3%	13.6%	0.0%

* 電話による回答も含みます。

* 無回答は、督促したところ調査拒否した事業所や、結果的に提出が得られなかった事業所です。

* 不明については、転居先不明により、郵送出来なかったものです。

2. 事業所の生産品目(表2)

区分	委託者数	比率(%)
紳士靴	5	38.5%
婦人靴	8	61.5%
その他	0	0.0%
合計	13	100.0%

3. 雇用労働者数は何人ですか(パート・臨時等は含み、通い職人は除く。)(表3)

区分 (雇用労働者数)	委託者数	雇用労働者数及び内訳(人)			
		雇用労働者数	内訳(製甲+底付け)	うち製甲	うち底付け
5人以下	4	8	5	3	2
6人~9人	3	21	8	3	5
10人~29人	2	28	15	7	8
30人~49人	1	40	0	0	0
50人~99人	2	131	11	0	11
100人以上	0	0	0	0	0
合計	12	228	39	13	26

4. 雇用労働者のうち、製甲工で最も賃金単価の低い人について(表4)

区 分		正社員	臨時	パート	その他
月給	委託者数	3	0	0	0
	金額	237,890 183,000、167,000			
	平均額	195,693	0	0	0
日給	委託者数	0	0	0	0
	金額				
	平均額	0	0	0	0
時間給	委託者数	0	0	3	0
	金額			1,000	*
				980	
				960	
	平均額		#DIV/0!	980	

未回答については、「*」で表示

5. 雇用労働者のうち、底付け工で最も賃金単価の低い人について(表5)

区 分		正社員	臨時	パート	その他
月給	委託者数	5	0	0	0
	金額	350,000 238,940 220,000 194,000 175,000			
	平均額	235,588	0	0	0
日給	委託者数	0	0	1	0
	金額			10,000	
	平均額	0	0	10,000	0
時間給	委託者数	0	2	2	1
	金額		1,000	960	960
			1,500	980	
	平均額	0	1,250	970	960

6. 賃金単価の、平成29年4月(現行最低工賃発効年月)と比べての変動の有無(表6)

区 分	委託者数	内 訳	平均
単価を上げた	4	13%(1社)、10%(1社)、5%(1社)	10.33%
単価を下げた	0		
変わらない	7		
当時は労働者無し	0		
合 計	11		

*1社が未回答

7. 貴事業所での通い職人の使用の有無について(表7)

通い職人	委託者数	比率(%)
使用している	3	25.0
使用していない	9	75.0
合 計	12	100.0

8. 上記7で、 と回答した方で、令和4年7月中に(7月分の1ヶ月間)には、何人使用しましたか(表8)

通い職人数	委託者数	比率(%)
1人~3人	2	66.7
4人~6人	1	33.3
7人~9人	0	...
合 計	3	100.0

9. 令和4年7月中(7月分として1ヶ月間)に仕事を委託した家内労働者数の内訳(表9)

都道府県	職種	製甲工		底付け工		その他		都道府県別の男女の内訳数		総計(人)	総計の比率(%)
		男性(人)	女性(人)	男性(人)	女性(人)	男性(人)	女性(人)	男性(人)	女性(人)		
東京都		3	2	1	0	1	0	5	2	7	15.9
埼玉県		17	8	2	0	1	4	20	12	32	72.7
千葉県		1	0	0	0	0	0	1	0	1	2.3
その他の府県		4	0	0	0	0	0	4	0	4	9.1
合 計		25	10	3	0	2	4	30	14	44	100.0
総 計		35		3		6		44			
総計の比率(%)		79.5		6.8		13.6		100.0			

10. 家内労働者に委託している仕事の量は、平成29年4月頃(現行最低工資発効年月)と比べて変化していますか(表10)

区 分	委託者数	比率(%)
仕事量は、減った。	6	100.0
仕事量は、変わらない。	0	0.0
仕事量は、増えた。	0	0.0
合 計	6	100.0

11. 上記10で、 と回答した方、該当するものを全て選んでください(表11)

仕事量が減った理由	回答数	比率(%)
製品の需要減	4	50.0
工場生産への切り替え	0	0.0
経営困難のため	2	25.0
家内労働者の確保が困難	1	12.5
その他	1	12.5
合 計	8	100.0

12. 今後、家内労働者に委託する仕事量について、該当するものを一つ選んで下さい(表12)

区 分	委託者数	比率(%)
増やしたい	1	16.7
現在と同程度としたい	5	83.3
減らしたい	0	0.0
とりやめたい	0	0.0
その他	0	0.0
合 計	6	100.0

13. 家内労働者に支払う工賃単価を決める時、最も重視するものを一つ選んで下さい(表13)

区 分	委託者数	比率(%)
同業者の工賃	2	28.6
法定の最低工賃	1	14.3
パートタイマー等の賃金	0	0.0
類似業務に従事する雇用労働者の賃金	0	0.0
法定の最低賃金	1	14.3
納入価格や利益	3	42.9
その他	0	0.0
合 計	7	100.0

14. 工賃単価は、平成29年4月(現行最低工賃発効年月)と比べて変動しましたか(表14)

区 分	委託者数	内 訳	平均
単価を上げた	2	10% 10%	
単価を下げた	0		
変わらない	3	/	
当時は委託していなかった	0		
合 計	5		

15. 貴事業所の、過去1年間でのバーゲン品(特価品等)の取り扱いの有無(表15)

区 分	委託者数	比率(%)
取り扱った	1	16.7
取り扱わない	5	83.3
合 計	6	100.0

16. 上記15で を選んだ方、過去1年間で全体の何割程度、取り扱いましたか(表16)

委託者	割合(割)	平均(割)
1	2.0	2.0

17. 家内労働者(通い職人分は除く)に委託した製品のうち、バーゲン品の占める割合は、何割程度でしたか(表17)

委託者	割合(割)	平均(割)
1	2.0	2.0

18. 現行最低工賃の工賃単価の状況(委託者) (表18)

業務	品目		規格		工程	委託者	一足当たりの工賃 (必要経費を含む) (円・四捨五入)	一足当たりの 必要経費(円) (四捨五入)	一足当たりの 実質工賃(円) (四捨五入)	一足当たりの 作業時間(分) (四捨五入)	1時間当たりの 実質工賃(円) (四捨五入)	委託者数 (件)
			革の種類	型及びデザイン								
製 甲	紳士靴		牛革の銀付 き又はガラ ス張り	裏付き、外羽 根、無飾り及び ひも付き	甲革の縁すき及び縁折り 込み又はテープ取り、か かと部の縫いまとめ、裏張 り並びに縁ミシン掛け(工 程1)		900	50	850	45	1,133	1
						平均	900	50	850	45	1,133	
	婦 人		パンプス	裏付き、無飾り及 びヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り 込み又はテープ取り、えぐ り折り込み部への補強 テープの挿入、ファスナー 付け、かかと部の縫いまと め、裏張り並びに縁ミシン 掛け(工程2)		650	*	*	*	*	3
							650	98	552	32	1,035	
							640	*	*	*	*	
						平均	647	#VALUE!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
	靴		ショート ブーツ	裏付き、ファス ナー付き(2か所 に行うものに限 る。)及びヒール付 き	甲革の縁すき及び縁折り 込み又はテープ取り、上 縁の折り込み部への補強 テープの挿入、ファスナー 付け、かかと部の縫いまと め、裏張り並びに縁ミシン 掛け(工程3)		1,150	*	*	*	*	1
						平均	1,150	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#VALUE!	
	靴		サンダル	牛革の地生 裏付き、無飾り、 前あき、縁折り、 バックバンド及び 美錠付き	甲革の縁すき及び縁折り 込み又はテープ取り、裏 付け、縁ミシン掛け、さら い、バンド穴あけ並びに美 錠付け(工程4)		600	*	*	*	*	2
							580	87	493	32	924	
平均						590	*	*	*	*		

註1: 工程欄の()内は、本調査結果取りまとめのために付した便宜上の工程分類です。

註2: 表中「*」は、記載がなかったものです。

業務	品目		規格		工程	委託者	一足当たりの工賃 (必要経費を含む) (円・四捨五入)	一足当たりの 必要経費(円) (四捨五入)	一足当たりの 実質工賃(円) (四捨五入)	一足当たりの 作業時間(分) (四捨五入)	1時間当たりの 実質工賃(円) (四捨五入)	委託者数 (件)		
			革の種類	型及びデザイン										
底付け(セメンテッド方式によるものに限る。)	紳士靴		牛革の銀付き又はガラス張り	裏付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ並びに本底張付け(工程5)							0		
						婦人靴	パンプス	裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け(工程6)		700	*	*	*
		720	108	612	37					992				
	平均	710	*	*	*			*						
	裏付き、ヒール付き及びストム付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け(工程7)		750	*			*	*	*		1		
			平均	750	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!						
	靴	ショートブーツ	裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け(工程8)		900	*	*	*	*		1		
					平均	900	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!				
			サンダル	牛革の地生	裏付き及びヒール付き	中底仮止め、つり込み、起毛、本底張付け及びヒール付け(工程9)		600	*	*	*	*		2
								590	89	501	28	1,074		
	平均	595	*	*	*	*								

註1: 工程欄の()内は、本調査結果取りまとめのために付した便宜上の工程分類です。

註2: 表中「*」は、記載がなかったものです。

18. 現行最低工賃の工賃単価の状況(表18)

業務	品目		規格		工程	1時間当たりの 実質工賃(円) (四捨五入)		1足当たりの工賃 (必要経費を含む) (円)	1足当たりの 必要経費(円) (小物、補助材料費等)	1足当たりの 実質工賃(円)	1足当たりの 作業時間(分)	
			革の種類	型及びデザイン		最高	最低					
製 甲	紳士靴		革皮の銀付き 又はガラス張り	裏付き、外羽根、無飾り及びひも付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け(工程1)	最高	1,133	900	50	850	45	
						最低	1,133					
						平均	1,133					
	婦	パンプス			裏付き、無飾り及びヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、えぐり折り込み部への補強テープの挿入、ファスナー付け、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け(工程2)	最高	1,035	650	98	552	32
							最低	*				
							平均	*				
	人	ショートブーツ			裏付き、ファスナー付き(2か所に行うものに限る。)及びヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、上縁の折り込み部への補強テープの挿入、ファスナー付け、かかと部の縫いまとめ、裏張り並びに縁ミシン掛け(工程3)	最高	*	1,150	*	*	*
							最低	*				
							平均	*				
	靴	サンダル		牛革の地生	裏付き、無飾り、前あき、縁折り、バックバンド及び美錠付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又はテープ取り、裏付け、縁ミシン掛け、さらし、バンド穴あけ並びに美錠付け(工程4)	最高	*	600	*	*	*
							最低	924				
							平均	*				

註1: 工程欄の()内は、本調査結果取りまとめのために付した便宜上の工程分類です。

註2: 「最高」欄、「最低」欄に掲げる額は、1時間当りの実質工賃が最も高いもの、または最も低いものについての工賃額等を表したものです。(次表も同じです。)

註3: 円未満は四捨五入しております。

業務	品目		規格		工程	1時間当たりの 実質工賃(円)		1足当たりの工賃 (必要経費を含む) (円)	1足当たりの 必要経費(円) (小物、補助材料費等)	1足当たりの 実質工賃(円)	1足当たりの 作業時間(分)	
			革の種類	型及びデザイン		最高	最低					
底付け(セメントテッド方式によるものに限る。)	紳士靴		革皮の銀付き 又はガラス張り	裏付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ並びに本底張付け(工程5)	最高						
						最低						
						平均						
	婦 人 靴	パンプス			裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け(工程6)	最高	*	720	*	*	*
							最低	960	700	108	592	37
							平均	*	*	*	*	*
			裏付き、ヒール付き及びストム付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け(工程7)	最高	*	750	*	*	*		
					最低	*	750	*	*	*		
					平均	*	750	*	*	*		
		ショートブーツ	裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け(工程8)	最高	*	900	*	*	*		
					最低	*	900	*	*	*		
					平均	*	900	*	*	*		
	サンダル	革皮の地生	裏付き及びヒール付き	中底仮止め、つり込み、起毛、本底張付け及びヒール付け(工程9)	最高	*	600	*	*	*		
					最低	*	550	*	*	*		
					平均	*	575	*	*	*		

註1:工程欄の()内は、本調査結果取りまとめのために付した便宜上の工程分類です。

註2:「最高」欄、「最低」欄に掲げる額は、1時間当りの実質工賃が最も高いもの、または最も低いものについての工賃額等を表したものです。(次表も同じです。)

註3:円未満は四捨五入しております。

19. 最低工賃設定規格等以外の業務に係る工賃額等(表19)

業務	品目	規格	工程	委託者	1足当たりの工賃 (必要経費を含む) (円)	一足当たりの 必要経費(円) (四捨五入)	一足当たりの 実質工賃(円)	一足当たりの 作業時間(分) (四捨五入)	1時間当たりの 実質工賃(円) (四捨五入)
製甲	紳士靴	裏付け 円羽振	縁 すき		65	0	65	4	975

20. 委託者からの意見（最低工賃に関するご意見・現在の委託状況等について）

意見	
	靴のパーツ（月型、洗しん）を製造しており、革を取り扱いはなく、底付け作業も行いません。
	* 最低工賃規格業務の工賃等はデザインにより異なります。
	原料費の高騰が続いていてかなり厳しい（一年間に2～3回の値上げがある。）物価が上がり工賃を上げたい気持ちはあるが取引先に値上げの交渉はしているが食品やガソリンみたいに簡単に出来ない。プライス等の付け替えがかなり大変なため。インボイス制度が始まるが現状1千万以下の家内労働者なので消費税を納めていない人がほとんどだと思われるので何か対策を考えた方が良いのではないか？（10%収入が減る感じになる）。

令和4年家内労働者調査結果

1. 調査対象家内労働者回答状況 (表 20)

()内は令和2年調査結果

区分	合計	回答有			無回答	不明	
		小計	家内労働有り	通い職人			家内労働廃止・業種外
調査対象 家内労働者数(人)	29 (15)	23 (15)	10 (10)	3 (3)	10 (2)	6 (0)	0 (0)
比率(%)	100%	79%				21%	0%

* 電話による回答も、含みます。

* 無回答は、督促したにもかかわらず調査拒否した方や、結果的に提出が得られなかったものです。

* 不明については、転居先不明で郵送出来なかったものです。

2. 令和4年7月時点で、家内労働を行っていましたか (表 21)

区 分	内訳(人)	比率(%)
自宅又は自分の作業場で行っていた。(いわゆる「取り仕事」)	10	43.5
事業場(メーカー等)に通って行っていた。(いわゆる「通い職人」)	3	13.0
家内労働廃止及び業種外	10	43.5
合 計	23	100.0

3. 現在の仕事を始めて、何年になりますか(表 22)

区 分	家内労働者数(人)	比率(%)
1年未満	0	0.0
1年～5年	0	0.0
6年～10年	0	0.0
11年～15年	0	0.0
16年～20年	2	15.4
21年～25年	1	7.7
26年～30年	1	7.7
31年～35年	0	0.0
36年～40年	0	0.0
41年～45年	1	7.7
46年～50年	3	23.1
51年～55年	0	0.0
56年～60年	4	30.8
61年～65年	1	7.7
合 計	13	100.0
平均経験年数	44.92	

4. 令和4年7月中(7月分としての1ヵ月)に、何日仕事をしましたか(表 23)

区 分	家内労働者数(人)	比率(%)
1日～9日	0	0.0
10日～14日	0	0.0
15日～19日	1	16.7
20日～24日	3	50.0
25日～29日	2	33.3
合 計	6	100.0
平均労働日数(日)	21.67	

5. 令和4年7月中(7月分としての1ヵ月)の1ヵ月の工賃収入はいくらでしたか(表 24)

区 分	家内労働者数	比率(%)
50,000円未満	0	0.0%
50,000円～99,999円	0	0.0%
100,000円～149,999円	5	50.0%
150,000円～199,999円	1	10.0%
200,000円～249,999円	0	0.0%
250,000円～299,999円	1	10.0%
300,000円～349,999円	0	0.0%
350,000円以上	3	30.0%
合 計	10	100.0%
平均工賃収入額	405,563	

6. 1日あたりの、「長い時」の作業時間は何時間でしたか(表 25)

区 分	家内労働者数	比率(%)
0時間以上2時間未満	0	0.0
2時間以上4時間未満	0	0.0
4時間以上6時間未満	0	0.0
6時間以上8時間未満	0	0.0
8時間以上10時間未満	4	44.4
10時間以上12時間未満	5	55.6
12時間以上14時間未満	0	0.0
14時間以上16時間未満	0	0.0
16時間以上18時間未満	0	0.0
18時間以上20時間未満	0	0.0
合 計	9	100.0
平均労働時間	9.67	

7. 1日あたりの、「短い時」の作業時間は何時間でしたか(表 26)

区 分	家内労働者数	比率(%)
0時間以上2時間未満	1	12.5
2時間以上4時間未満	1	12.5
4時間以上6時間未満	1	12.5
6時間以上8時間未満	1	12.5
8時間以上10時間未満	4	50.0
10時間以上12時間未満	0	0.0
12時間以上14時間未満	0	0.0
14時間以上16時間未満	0	0.0
16時間以上18時間未満	0	0.0
18時間以上20時間未満	0	0.0
合 計	8	100.0
平均労働時間	5.75	

8. 1日あたりの、「平均」の作業時間は何時間でしたか(表 27)

区 分	家内労働者数	比率(%)
2時間以上4時間未満	0	0.0
4時間以上6時間未満	1	9.1
6時間以上8時間未満	2	18.2
8時間以上10時間未満	5	45.5
10時間以上12時間未満	3	27.3
12時間以上14時間未満	0	0.0
合 計	11	100.0
平均労働時間	8.2	

9. 1日あたりの労働時間が、長い時と短い時の差について(表 28)

区 分	家内労働者数	比率(%)
0時間以上2時間未満	2	25.0
2時間以上4時間未満	3	37.5
4時間以上6時間未満	1	12.5
6時間以上8時間未満	1	12.5
8時間以上10時間未満	0	0.0
10時間以上12時間未満	1	12.5
合 計	8	100.0
平均時間	3.8	

*1名が未回答

10. 最も作業量の多かった品目について(複数回答)(表 29)

区 分	家内労働者数	比率(%)
紳士靴	0	0.0
パンプス	3	50.0
ショートブーツ	0	0.0
ブーツ	0	0.0
サンダル	0	0.0
ダンスシューズ	0	0.0
その他分類できないもの	3	50.0
合 計	6	100.0

11. 最も作業量の多かった品目の、月間作業時間について(表 30)

区 分	家内労働者数	比率(%)
0時間以上50時間未満	0	0.0
50時間以上100時間未満	1	11.1
100時間以上150時間未満	2	22.2
150時間以上200時間未満	0	0.0
200時間以上250時間未満	4	44.4
250時間以上300時間未満	2	22.2
300時間以上350時間未満	0	0.0
合 計	9	100.0

12. 最も作業量の多かった品目の、1日あたりの作業時間について(表 31)

区 分	家内労働者数	比率(%)
0時間以上4時間未満	0	0.0
4時間以上6時間未満	1	11.1
6時間以上8時間未満	1	11.1
8時間以上10時間未満	1	11.1
10時間以上12時間未満	2	22.2
不明、算定できず。	4	44.4
合 計	9	55.6
平均時間	8.3	

13. 最も作業量の多かった品目の、月間製造足数について(表 32)

区 分	家内労働者数	比率(%)
~99足	1	11.1
100足~199足	3	33.3
200足~299足	2	22.2
300足~399足	1	11.1
400足~499足	0	0.0
500足~599足	0	0.0
750足	1	11.1
5000足	1	11.1
合 計	9	100.0

14. 最も作業量の多かった品目の、1日あたりの製造足数について(表 33)

区 分	家内労働者数	比率(%)
0足以上5足未満	1	20.0
5足以上10足未満	3	60.0
10足以上15足未満	0	0.0
15足以上20足未満	0	0.0
20足以上25足未満	0	0.0
25足以上30足未満	1	20.0
合 計	5	80.0

* 算定できたもののみ。

15. 最も作業量の多かった品目の、1足あたりの工賃について(表 34)

区 分	家内労働者数	比率(%)
200円以上300円未満	2	14.3
300円以上400円未満	0	0.0
400円以上500円未満	0	0.0
500円以上600円未満	1	7.1
600円以上700円未満	3	21.4
700円以上800円未満	4	28.6
800円以上900円未満	1	7.1
900円以上1000円未満	0	0.0
1000円以上1200円未満	1	7.1
1200円以上1400円未満	1	7.1
1400円以上1600円未満	1	7.1
合 計	14	100.0

16. 最も作業量の多かった品目の、1足あたりの作業時間について(表 35)

区 分	家内労働者数	比率(%)
10分未満	2	22.2
10分以上20分未満	0	0.0
20分以上30分未満	2	22.2
30分以上40分未満	0	0.0
40分以上50分未満	1	11.1
50分以上60分未満	1	11.1
60分以上70分未満	1	11.1
73分	1	11.1
120分	1	11.1
合 計	9	100.0

17. 最も作業量の多かった品目の、1時間あたりの工賃額について(表 36)

区 分	家内労働者数	比率(%)
400円未満	2	14.3
400円以上600円未満	1	7.1
600円以上800円未満	7	50.0
800円以上1000円未満	1	7.1
1000円以上1200円未満	1	7.1
1200円以上1400円未満	1	7.1
1400円以上1600円未満	1	7.1
1600円以上1800円未満	0	0.0
1800円以上2000円未満	0	0.0
2000円以上2200円未満	0	0.0
2200円以上2400円未満	0	0.0
2400円以上2600円未満	0	0.0
2600円以上2800円未満	0	0.0
合 計	14	100.0
平均工賃額	732 円	

18. 平成29年4月当時と比べた、仕事量の変化について(表 37)

区 分	家内労働者数	比率(%)
増えた	0	0.0
変わらない	2	22.2
減った	7	77.8
当時は、家内労働をしていない	0	0.0
合 計	9	100.0

19. 平成29年4月当時と比べた、工賃の変化について(表 38)

区 分	家内労働者数	比率(%)
上がった	1	11.1
変わらない	6	66.7
下がった	2	22.2
合 計	9	100.0

20. 過去1年間での、バーゲン品の取り扱いの有無(表 39)

区 分	家内労働者数	比率(%)
取り扱った	1	14
取り扱わない	6	85.7
合 計	7	100.0

21. 上記19の を選んだ方、何割程度、取り扱いましたか(表 40)

区 分	家内労働者数
0.5	1

*回答ママ

2.2. あなたの家内労働には補助者がいますか(表 41)

区 分	家内労働者数	比率(%)
0人	4	30.8
1人	6	46.2
2人	1	7.7
4人	2	15.4
合 計	13	100.0

2.3. 補助者の1月あたり作業日数(表 42)

区 分	家内労働者数	比率(%)
20日	2	40.0
25日	3	60.0
		0.0
		0.0
合 計	5	100.0
平均労働日数	23.0	

2.4. 補助者の1日あたり作業時間(表 43)

区 分	家内労働者数	比率(%)
0時間程度以上2時間程度未満	0	0.0
2時間程度以上4時間程度未満	0	0.0
4時間程度以上6時間程度未満	2	33.3
6時間程度以上8時間程度未満	1	16.7
8時間程度以上10時間程度未満	3	50.0
合 計	6	100.0
平均労働時間	6.5	

2.5. 補助者が単独で作業を行うか(表 44)

区 分	家内労働者数	比率(%)
補助者が単独でひとつの工程を完遂する	1	20.0
家内労働者と補助者が協働してひとつの工程を完遂する。	4	80.0
合 計	5	100.0

26. 補助者が作業する工程(複数回答)(表 45)

区 分		家内労働者数	比率(%)
製	革の縁すき、縁折り込み又はテープ取り	0	0.0
	かかと部の縫いまとめ	1	4.5
	裏張り	1	4.5
	縁ミシン掛け	1	4.5
	えぐり折り込み部への補強テープの挿入	0	0.0
	甲革の縁すき、縁折り込み又はテープ取り	0	0.0
甲	縁折り込み部への補強テープの挿入	1	4.5
	ファスナー付け	1	4.5
	裏付け	1	4.5
	さらい	3	13.6
	バンド穴あけ	1	4.5
	美錠付け	2	9.1
底 付	中底仮止め	1	4.5
	先しん・月型しん入れ	1	4.5
	つり込み	1	4.5
	起毛	0	0.0
	シャンク又は中しん入れ	0	0.0
	本底張付け	1	4.5
	ヒール付け	1	4.5
上記のいずれでもない		5	22.7
合 計		22	100.0

上記のいずれでもないの内容

<p>底付業 先シン入てのりヌリその前に裏皮切り 中底ののりヌリと本底のプライマーしよりしてのりヌリ</p> <p>婦人靴の仕上げ</p> <p>婦人靴 仕上げ</p> <p>ラバーぬり アタリ</p> <p>裏皮作り 1) 床へのノリヌリ、素材違いのはり込み アタリ付け</p> <p>2) 甲皮へのアタリ付け リボンを付けるアタリ、ザブトンのミシン掛けのアタリ</p> <p>3) 各部分のミシン糸のショリ(アタリ付けと、ミシン糸切り)</p>
--

27. 現行最低工賃適用工程での工賃単価の状況(表 46)

業務	品 目		規 格		工 程	家内労働者	1足当たりの工賃 (必要経費を含む) (円・四捨五入)	1足当たりの 必要経費(円) (四捨五入)	1足当たりの 実質工賃(円) (四捨五入)	1足当たりの 作業時間(分) (四捨五入)	1時間当たりの 実質工賃(円) (四捨五入)	
			革の種類	型及びデザイン								
製 甲	紳士靴		牛革の銀付き 又はガラス張 り	裏付き、外羽根、無 飾り及びひも付き	甲革の縁すき及び縁折り込み 又はテープ取り、かかと部の 縫いまとめ、裏張り並びに縁ミ シン掛け(工程1)	平均	600	25	575	*	*	
							600	25	575	#DIV/0!	#DIV/0!	
	婦 人	パンプス			裏付き、無飾り及び ヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み 又はテープ取り、えぐり折り込 み部への補強テープの挿入、 ファスナー付け、かかと部の縫 いまとめ、裏張り並びに縁ミ シン掛け(工程2)		440	*	*	*	*
								520	1	519	38	819
								500	25	475	30	950
								600	*	*	*	*
								700	2	698	48	873
								750	70	680	54	756
							平均	800	160	640	90	427
		616	52	602	52	765						
	靴	ショート ブーツ			裏付き、ファスナー 付き(2か所に行うも のに限る。)及び ヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み 又はテープ取り、上縁の折り 込み部への補強テープの挿 入、ファスナー付け、かかと部 の縫いまとめ、裏張り並びに 縁ミシン掛け(工程3)		900	*	*	*	*
								1,000	100	900	90	600
						平均	950	100	900	90	600	
サンダル	牛革の地生		裏付き、無飾り、前 あき、縁折り、バック バンド及び美錠付き	甲革の縁すき及び縁折り込み 又はテープ取り、裏付け、縁ミ シン掛け、さらし、バンド穴あ け並びに美錠付け(工程4)	平均	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!		
						#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!		

註1: 工程欄の()内は、本調査結果取りまとめのために付した便宜上の工程分類です。

註2: 表中の「*」は、記載が無かったものです。

業務	品目	規格		工程	家内労働者	1足当たりの工賃 (必要経費を含む) (円・四捨五入)	一足当たりの 必要経費(円) (四捨五入)	一足当たりの 実質工賃(円) (四捨五入)	一足当たりの 作業時間(分) (四捨五入)	1時間当たりの 実質工賃(円) (四捨五入)	
		革の種類	型及びデザイン								
底付け(セメント方式によるものに限る。)	紳士靴	牛革の銀付き 又はガラス張り	裏付き	中底仮止め、先しん及び月型しん 入れ、つり込み、起毛並びにシャ ンク又は中しん入れ並びに本底張 付け(工程5)	平均	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	
			裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん 入れ、つり込み、起毛並びにシャ ンク又は中しん入れ、本底張付け 並びにヒール付け(工程6)	平均	1,000~1,450 800 600	100 * *	900~1,350 * *	60 * *	900~1,350 * *	
	婦人靴	パンプス	裏付き、ヒール付き及 びストム付き	中底仮止め、先しん及び月型しん 入れ、つり込み、起毛並びにシャ ンク又は中しん入れ、本底張付け 並びにヒール付け(工程7)	平均	1,000~1,450 650 1,000	105 * *	895~1,345 * *	72 * 50	746~1,121 * *	
				裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん 入れ、つり込み、起毛並びにシャ ンク又は中しん入れ、本底張付け 並びにヒール付け(工程8)	平均	1,000~1,450 700 1,200	120 * *	880~1,330 * *	90 * *	587~887 * 60
				平均	950	120	#DIV/0!	90	#DIV/0!		
	サンダル	牛革の地生	裏付き及びヒール付き	中底仮止め、つり込み、起 毛、本底張付け及びヒール 付け(工程9)	平均	1,000~1,450 550 800	90 * *	910~1,360 * *	51 * 30	1,071~1,607 * *	
				平均	675	90	#DIV/0!	30	#DIV/0!		

註1:工程欄の()内は、本調査結果取りまとめのために付し

註2:表中の「*」は、記載が無かったものです。

27. 現行最低工賃の工賃単価の状況(表 46)

業務	品 目		規 格		工 程	1時間当たりの 実質工賃(円)		1足当たりの工賃 (必要経費を含む) (円)	1足当たりの 必要経費(円)	1足当たりの 実質工賃(円)	1足当たりの 作業時間(分)	1時間当たりの 実質工賃(円) (四捨五入)	家内労働者数 (名)	
			革の種類	型及びデザイン		最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高		最低
製 甲	紳士靴		革皮の銀付き 又はガラス張り	裏付き、外羽根、無飾 り及びひも付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又は テープ取り、かかと部の縫いまと め、裏張り並びに縁ミシン掛け(工 程1)	最高		600	25	575	*	*	1	
						最低		600	25	575	*	*		
						平均		600	25	575	*	*		
	婦 人	パンプス			裏付き、無飾り及び ヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又は テープ取り、えぐり折り込み部への 補強テープの挿入、ファスナー付 け、かかと部の縫いまとめ、裏張り 並びに縁ミシン掛け(工程2)	最高	950	500	25	475	30	950	7
							最低		440	*	*	*	*	
							平均							
	靴	ショートブーツ			裏付き、ファスナー付き (2か所に行うものに限 る。)及びヒール付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又は テープ取り、上縁の折り込み部へ の補強テープの挿入、ファスナー 付け、かかと部の縫いまとめ、裏張 り並びに縁ミシン掛け(工程3)	最高	600	1,000	100	900	90	600	2
							最低		900	*	*	*	*	
							平均		1,000	100	900	90	*	
	靴	サンダル		革皮の地生	裏付き、無飾り、前あ き、縁折り、バックバン ド及び美錠付き	甲革の縁すき及び縁折り込み又は テープ取り、裏付け、縁ミシン掛 け、さらい、バンド穴あけ並びに美 錠付け(工程4)	最高							0
							最低							
							平均							

註1: 工程欄の()内は、本調査結果取りまとめのために付した便宜上の工程分類です。

註2: 「最高」欄、「最低」欄に掲げる額は、1時間当りの実質工賃が最も高いもの、または最も低いものについての工賃額等を表したものです。(次表も同じです。)

註3: 円未満四捨五入しております。(次表も同じです。)

業務	品目	規格		工程	1時間当たりの 実質工賃(円)		1足当たりの工賃 (必要経費を含む) (円)	一足当たりの 必要経費(円) (小物、補助材料費等)	一足当たりの 実質工賃(円)	一足当たりの 作業時間(分)	1時間当たりの 実質工賃(円) (四捨五入)	家内労働者数 (名)		
		革の種類	型及びデザイン		最高	最低								
底付け(セメント方式によるものに限る。)	紳士靴	革皮の銀付き 又はガラス張り	裏付き	中底仮止め、先しん及び月型しん 入れ、つり込み、起毛並びにシャ ンク又は中しん入れ並びに本底張 付け(工程5)	最高							0		
					最低									
					平均									
	婦人靴	パンプス	裏付き及びヒール付き	裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん 入れ、つり込み、起毛並びにシャ ンク又は中しん入れ、本底張付け 並びにヒール付け(工程6)	最高	1,350	1,450	100	1,350	60	1,350	3	
						最低		600	*	*	*	*		
						平均								
		ショートブーツ	裏付き、ヒール付き及 びストム付き	裏付き、ヒール付き及 びストム付き	中底仮止め、先しん及び月型しん 入れ、つり込み、起毛並びにシャ ンク又は中しん入れ、本底張付け 並びにヒール付け(工程7)	最高	1,121	1,450	105	1,345	72	1,121	3	
						最低		650	*	*	*	*		
						平均			*	*	*	*		
		サンダル	革皮の地生	裏付き及びヒール付き	裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先しん及び月型しん 入れ、つり込み、起毛並びにシャ ンク又は中しん入れ、本底張付け 並びにヒール付け(工程8)	最高	887	1,450	120	1,330	90	887	3
							最低		700	*	*	*	*	
							平均							
サンダル	革皮の地生	裏付き及びヒール付き	裏付き及びヒール付き	中底仮止め、つり込み、起毛、本 底張付け及びヒール付け(工程9)	最高	1,600	1,450	90	1,360	51	1,607	3		
					最低		550	*	*	*	*			
					平均									

註1:工程欄の()内は、本調査結果取りまとめのために付した便宜上の工程分類です。

註2:「最高」欄、「最低」欄に掲げる額は、1時間当りの実質工賃が最も高いもの、または最も低いものについての工賃額等を表したものです。(次表も同じです。)

註3:円未満四捨五入しております。(次表も同じです。)

28. 現行最低工賃の設定工程以外の工賃状況(表 47)

	品 目	規 格	工 程	一足当たりの工賃 (必要経費を含む)(円)	一足当たりの 必要経費(円) <small>(小物、補助材料費等)</small>	一足当たりの 実質工賃(円)	一足当たり の作業時間 (分)	1時間あたり の実質工賃 (円)
製甲	パンプス	ローファ	*	1,000	54	946	94	604
底付	パンプス	プレーン	中底付け	1,400	100	1,300	55	1,418
底付	パンプス	ひもつき	つりこみ底付け	1,300	100	1,200	55	1,309
底付	パンプス	その他	ヒール付き、打ち	1,000	100	900	55	982
底付	パンプス	月型手造り	中底巻きパン巻き	50	*	*	2	*
底付	ショートブーツ	ヒモ	*	1,400	110	1,290	75	1,032
底付	ショートブーツ	チャック	*	1,300	110	1,190	75	952
底付	ショートブーツ	その他	*	1,200	110	1,090	75	872
底付	ショートブーツ	月型手造り時々	中底巻き	50	*	*	3	*
底付	サンダル	その都度印しつけ	*	1,400	100	1,300	43	1,814
底付	サンダル	中底切入れ	*	1,000	100	900	43	1,256
底付	サンダル	本底と合わない2重	*	100	*	*	3	*

29. 家内労働者からの意見（最低工賃についてのご意見・仕事の状況などについて）

意見	
	注文靴なので当てはまらない行程が大分有ります。ABC 3 社の仕事をしているのでこよう書き方をしました。工賃を決めても、仕事が無ければ話になりません
	・機械つり（600円～700円）と 手つり（800円～1000円）の工賃が違いすぎると思う。 ・レントゲンにて くぎ・タックスなどはわかりますが何なのかわからない「かげ」など問題ないと思う。皮クズ、のりダマ見てもバラしてもわからない物がある。
	機械つりと手つりお客様は足を入れればわかると思う。（同じ靴にて） 客注の靴でも1足、1足、1000円です。仕事があるだけ良いのかもしれませんが。手つり職人としては生活がやっとです。月々30万円前後です。ローンがなくなりましたが兄弟の兄をふようしています。ぐちになりますが大変です。家賃、電気、ガス、水道全部見えています。この先命みじかいためしょうがないと思っています。国からもお金いただきました。福し からもかりました。あとつぎもいません。この業界も終りかと思っています。あと10年は仕事をしたいです。年金では生活できない。手つり職人としては10年いけるかな？仕事が無ければそれまでですが。色々ぐちを書きました。すみません。
	調査票だしても最低ちんぎん、いか、
	メーカーさんが少なくて仕事がない 最低工賃をメーカーさんに守るようにいって下さい。

革靴の種類

【紳士靴】



【パンプス】



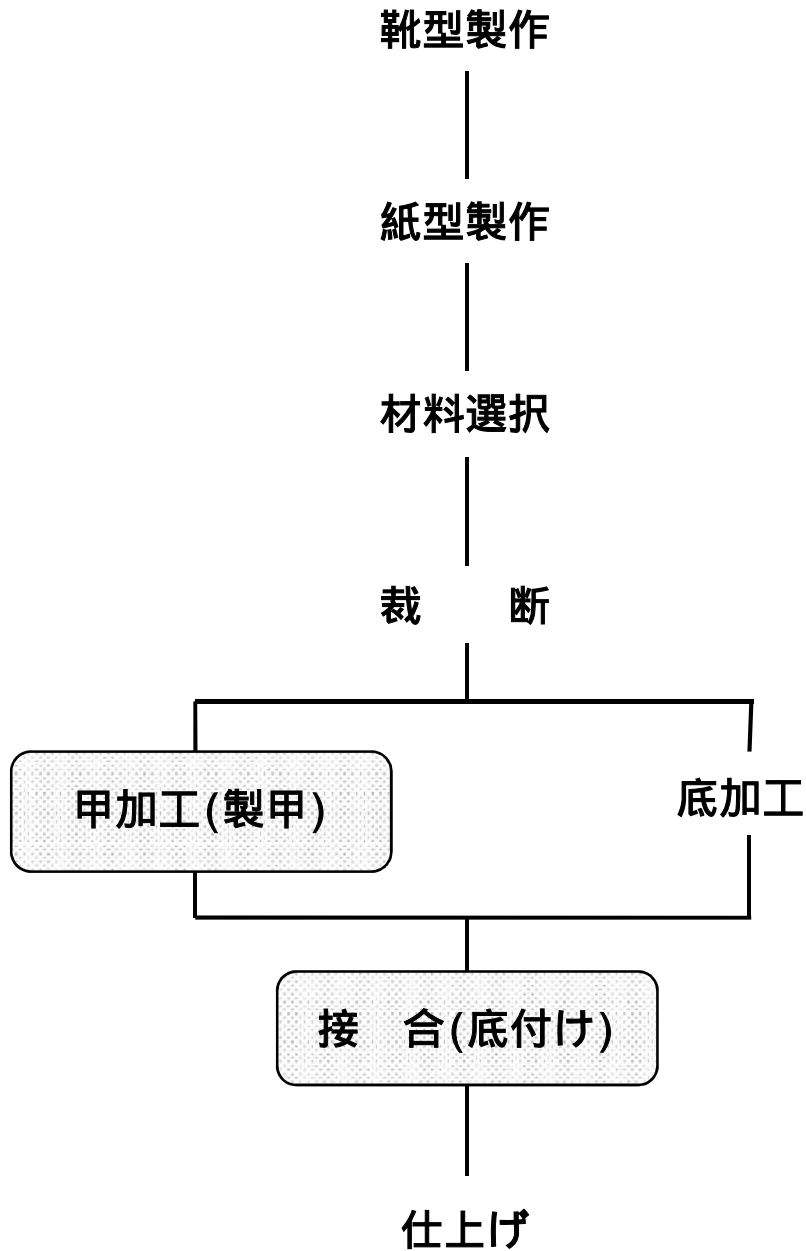
【ショートブーツ】



【サンダル】

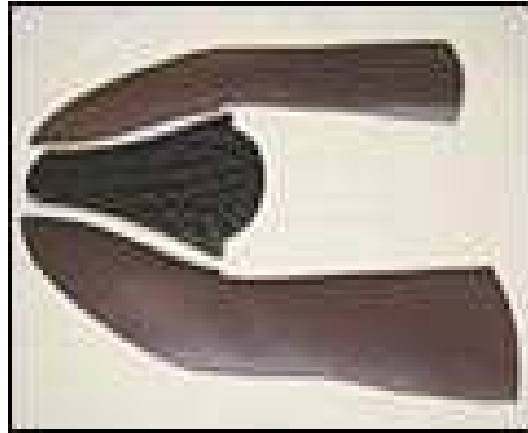


革靴の製造工程



網掛けの部分で最低賃金の適用業務

1 裁断・漉き



革の部位、伸びの方向を考慮して裁断する。

革は人間同様に、手足やお腹の部分は良く伸び、腰の辺りは比較的伸びにくいです。また、向きによっても伸び率が変わるので、どのパーツをどの向きで裁断していくのか、そのパーツの役割を良く考えながら裁断する必要があります。

裁断された甲革・裏革を革漉き機を使用してエッジ部分の漉きを行ないます。この作業はエッジ部分の裁断面が綺麗に折込できるよう、また縫い合わせ作業をしやすくするために必要不可欠な作業です。

2 縫製



漉き加工をしたパーツに裏地（ライニング）を付け、それぞれを縫い合わせます。布と違い厚みがありますので、作業には技術を要します。

革は一度針を通してしまうと針穴が残ってしまうため、縫い直すことは出来ません。ここまでの作業で甲の部分の革が出来上がります。この作業で出来上がったパーツは製甲（アッパー）と呼ばれています。

3 吊り込み



- 出来上がった製甲（アップパー）をラスト（木型）に吊り込んでいきます。
製甲に先芯と月型芯を挿入し、ラストにかぶせ、製甲と中底（インソール）を「トーラスター」と呼ばれる機械で吊り込みます。この状態のまま、ラストの形に安定するまでしばらくなじませます。
一言で言うと、「吊り込み」とは、革を引っ張ってラストに密着させる作業です。

4 釘抜き



- ラストの形に安定したところで釘を抜きます。
この時点でだいぶ革靴の形になってきましたが、革靴作りはこれからが本番です。

5 起毛（きもう）

- これから本底を圧着していく作業の準備になります。
まずは、製甲（アップパー）の底部分を接着剤がしっかり効くようにバフ掛けを行い、起毛させていきます。この作業をすることで、圧着の際にはがれにくくなり、靴を長持ちさせることにつながっていきます。



6 糊塗り



ここで、先ほど起毛させた製甲（アップパー）と本底（アウトソール）に糊塗りをを行い、自然乾燥後、本底圧着へ入ります。

単純な作業に見えますが、はみ出さないように適量を塗っていくには経験と技術が必要になってきます。多すぎず少なすぎず、また綺麗に塗っていくスピードが求められます。

7 本底圧着

本底の圧着に入っていきます。先ほど糊塗りを行った、製甲（アップパー）と本底（アウトソール）の接着部分を温めることで接着剤を柔らかくし、ヒール高・ソール形状やトゥスプリングに合わせた設定で圧力をかけて行います。

この段階で、革靴の形になってきましたが、まだ完成ではありません。



8 熱風・アイロン掛け



底付け作業は終了しましたが、本体にシワ等が残っているので熱風機やアイロン（コテ）を使用してシワ取りを行ないます。

ここで注意しなければならないのが、熱風を当てすぎてしまうと革なので焼けてしまいます。焼けてしまわないように細心の注意を払い、作業を進めていきます。

9 仕上げ下処理



アッパーからラストを抜きます。
仕上げの際にゴミや油分が残っていると、綺麗に仕上がらないため、丁寧に革表面のゴミや油分を取り除き、仕上げ剤が乗りやすくしていきます。

下処理をしないとしないとは、仕上がりにかなりの差が出てしまいますので重要な作業です。

10 仕上げ剤の塗布

ここでようやく仕上げに入ります。
水溶性の仕上げ剤をエアブラシでムラなく綺麗に全体に吹き付けます。



11 中敷き貼り



中敷きを貼り付けます。
中敷きがズレたり剥がれたりしないように接着剤を使い、しっかりと貼り付けていきます。

12 艶出し



起毛させたときのようにバフ掛けをします。起毛の時と違うのは、柔らかい綿を使用したバフに固形のワックスをつけ、艶出しのために磨いていきます。

ここでミスをしてしまうと、今までの作業が全て無駄になってしまうので、慎重にバフ掛けをしていきます。

13 箱入れ

傷をつけないように、左右の内外、サイズ表記まできちんと最終確認しながら丁寧に紙に包み、箱に入れていきます。



埼玉県革靴製造業最低工賃についての用語及び工程の説明

1. 品目

紳士靴（図A参照）

婦人靴パンプス（図B参照）

婦人靴ショートブーツ（筒の高さがヒールの付け根から
15cm前後のもの 図D参照）

2. 規格

（1）革の種類

銀付き………牛皮のもつはだ（銀面）をいかして、表面に傷のない皮を選んで塗料を薄く塗って仕上げたもの。しなやかな皮の良さが残っているため、靴以外にも袋もの・ベルト・いす等に用いられる。

ガラス張り・ホーロー引きの板の上で乾燥させてから銀面をサンドペーパーがけして合成樹脂を塗布してプレス仕上げしたもの。一般に銀面はほとんどなくなっているが、丈夫で手入れが簡単なので一般紳士靴・学生靴・カバン等に用いられる。

地生………「じなま」 国内産の牛革

（2）型及びデザイン

裏付き………靴を履いたとき甲革が伸びないように、甲革にダブラー（補強布）や裏革を接着剤で貼りあわせてあるもの。

外羽根………ひもを締める部分の開き方の型をいい、別名「とんび」ともいう。（図A参照）

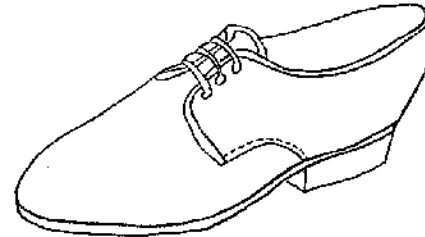
ヒール付き………木またはプラスチック素材の婦人靴のヒールで、底付け作業のときに通常ヒール巻きを伴うもの。

はぎ………甲革を（筒部を含む）を縫い合わせる事。

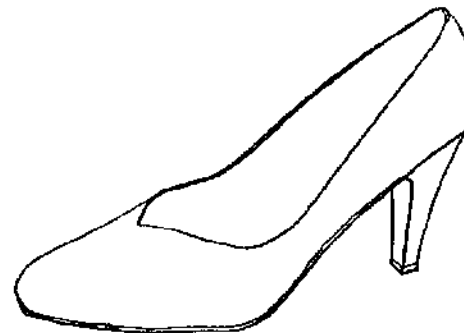
（図D参照。破線の部分）

ストム………本底と甲革との間に入れて、靴の仕上げを行うもの。（図C参照）

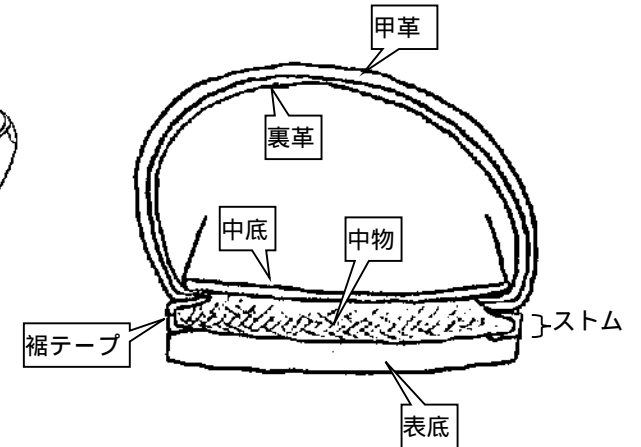
図A 外羽根無飾り



図B パンプス



図C 断面図



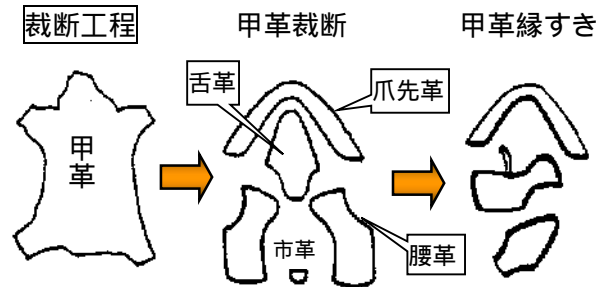
図D ブーツ（一例）



3. 工程

(1) 製 甲

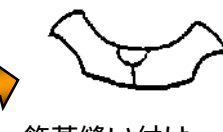
裁断工程



製甲工程

甲革縁すき
甲革縁折り込み

腰革部まとめ



爪腰まとめ縫い



鳩目打ち



製甲出来上り

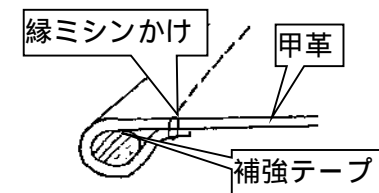


縁すき……………縁折り込みや縫い合わせを容易にするために、甲革の周囲を「すき機」ですく作業。

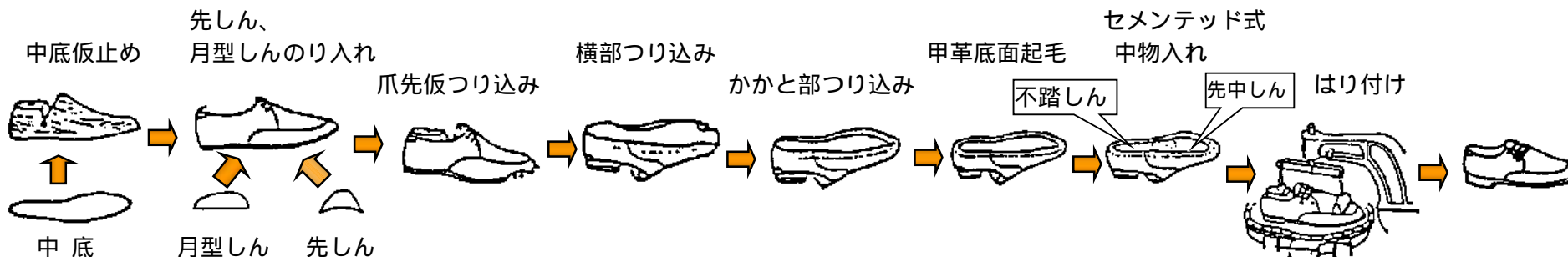
テープ取り……………縁を折り込まないで、甲革の縁をテープ(細革)で押さえる作業。

補強テープの挿入…縁を折り込むときに、甲革が折り込み線に沿って切れないように、折り込み側に補強用のテープを入れる作業。

テープ取りを行う場合にはこの作業は行われぬ。(右図参照)



(2) 底 付 け



セメントッド…甲革と底を糸で縫い合わせる方式と違い、接着剤を用い方式で加圧密着して貼り合わせる底付けの製法を言う。

中底仮止め…靴の木型底に中底を釘止めし、木型底に付ける作業

先しん・月型…つり込み作業の前工程で、つり込み部分の銀面をグラインダーで落とし、接着剤を塗り、甲革のつま先に先しん、かかと部に月型しんを、それぞれ甲革と裏革(又は布)の間に入れて木型にかぶせる作業。

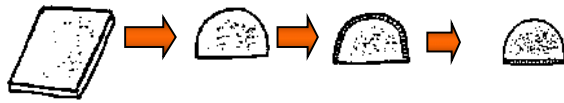
つり込み……………木型にかぶせた甲革がずれないように底部の周辺を伸ばし、周囲を針で仮止めし、甲革の横・つま先・かかとの順につり込んで甲革を木型にあわせる作業。

起毛……………接着剤を効率的なものとするために、底面をけば立(パツイング)てる作業。

シャンク……………中底に、靴の背骨ともいうべき役割をもつシャンク中しん入れ(ハガネ等でできたバネ)、及び中底を入れる作業
本底はりつけ…接着剤を塗って一定の時間をおいてから、圧着機にかけて本底を貼り合わせる作業。

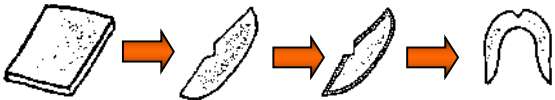
1 先しん作業

先しん材料 裁断 上すき 下すき



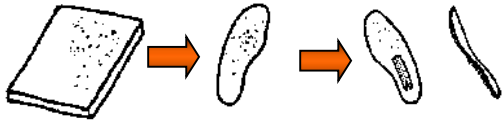
2 月型しん作業

月型しん材料 裁断 すき モールド

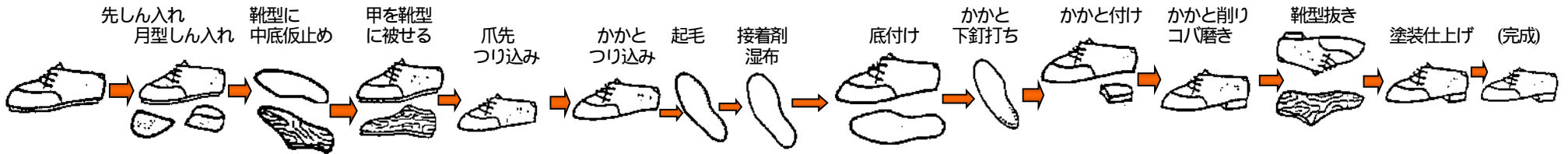


3 中底作業

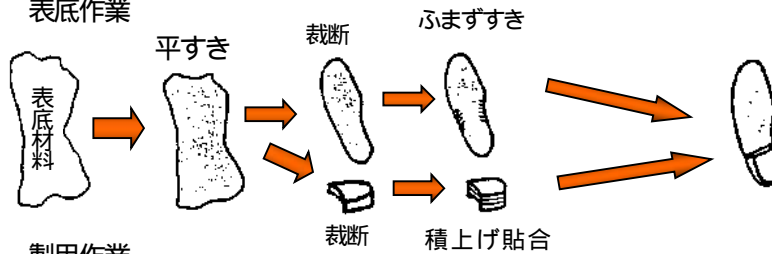
中底材料 裁断 シャンク打ち



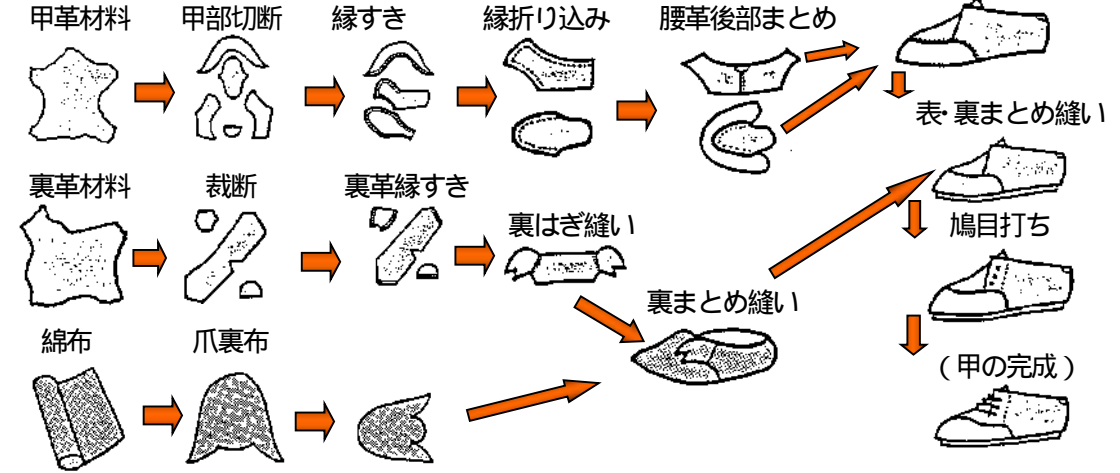
6 底付け作業



4 表底作業

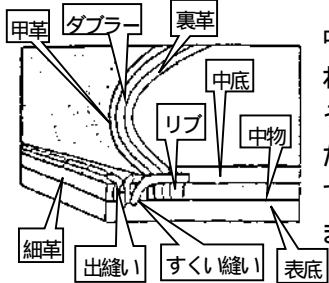


5 製甲作業



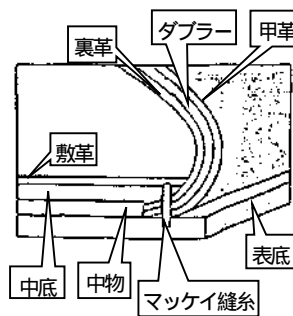
【グッドイヤー・ウェルト式】

グッドイヤー・ウェルト式とは、中底のまわりに切込みを入れ、これを起し(起したものをリブという)このリブにつり込みの終わった甲部の端と細革とをすくい縫いで取り付け、次に細革と表底とのまわりを縫い合わせる製法。



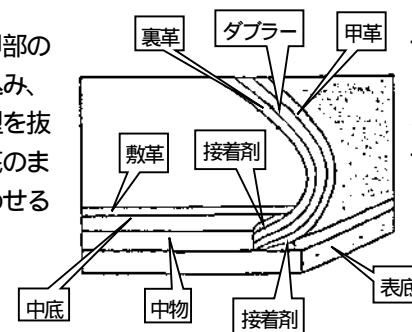
【マッケイ式】

マッケイ式とは、甲部のまわりを中底につり込み、表底を仮張り後、靴型を抜いて表底、甲部、中底のまわりを一緒に縫い合わせる製法。



【セメントッド式】

セメントッド方式とは、甲部と表底とを、接着剤で接着する製法で現在最も多く使われている。



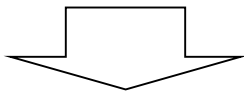
最低工賃改正手続の流れ

埼玉労働局長



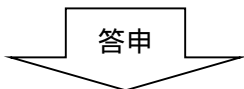
【令和5年4月12日(水)】

埼玉地方労働審議会

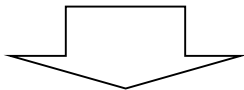


最低工賃専門部会【調査審議】

【令和5年6月28日(水)】



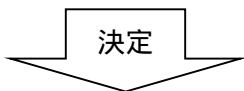
埼玉労働局長



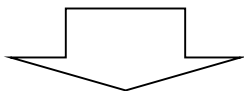
()関係労使からの異議
申出があった場合に開催

最低工賃専門部会()
【異議申出に係る調査審議】

【7月中旬目途】



官報(決定の公示)



効力の発生
公示の日から30日経過後又は公示の
日から30日経過後で指定する日